

三井住友信託銀行株式会社が実施する 住友林業株式会社に対する ポジティブ・インパクト評価に係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、三井住友信託銀行株式会社が住友林業株式会社に実施するポジティブ・インパクト評価に対し、第三者意見書を提出しました。

＜要約＞

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社（三井住友信託銀行）が住友林業株式会社（「同社」とし、また、同社及び同社の連結子会社を総称して「同社グループ」とする）に実施するポジティブ・インパクト評価（本PI評価）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定した「PIF原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）への適合性、並びに環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクエア（PIF TF）が纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本PI評価の合理性及び本PI評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行のPIF評価フレームワーク及び本PI評価のPIF原則に対する準拠性等について確認を行った。

JCRは2024年12月24日に三井住友信託銀行が同社に対して実施したPI評価に係る第三者意見を提出了。本PI評価は、同社が2025年2月に新たな中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」（2025年12月期～2027年12月期）を策定し、各目標を更新したことに伴い、2024年12月に実施したPI評価の内容を更新するものである。本第三者意見は、本PI評価の合理性及び本PI評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに三井住友信託銀行のPIF評価フレームワーク及び本PI評価のPIF原則に対する準拠性等を確認し、引き続き、本PI評価がPIF原則及びモデル・フレームワークに適合しているか、また、「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合しているかを確認することを目的とする。本第三者意見は2025年12月26日付の本PI評価を対象としており、有効期限は本PI評価に準じる。

(1)本PI評価の合理性及び本PI評価に基づくファイナンスのインパクト

同社は、住友家が現在の愛媛県新居浜市に1691年に開坑した別子銅山において、製錬のための燃料や坑木に使う木材の調達を担う「銅山備林」を経営したことによって端を発する。戦後は、財閥解体に伴う住友本社の分割を機に、同社の前身にあたる組織が1948年に設立された後、2度の合併を経て、1955年に現商号となった。それ以降、木材建材事業の他、住宅事業を始めとする関連分野や海外事業にも積極的に展開し、今日では、木材・建材の調達・流通・製造・加工や住宅建築を始め、様々な事業領域をカバーすると共に、国内の戸建注文住宅市場では大手の一角を占め、森林保有においても国内でも有数の保有面積を誇る等、業界内でも有数の事業基盤を構築するに至っている。

事業セグメントとしては、木材建材、住宅、建築・不動産、資源環境の4事業を展開している。「木と生きる幸福。」をコーポレートメッセージに掲げ、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、国内外における森林経営、植林事業から、グローバルネットワークに基づく木材・建材の調達・流通・製造・加工や、住宅建築や複合施設開発に至るまで、人々の生活に関する様々なサービスを提供する等、独自

のバリューチェーンを構築している。

同社グループは、「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念を最上位概念とし、サステナビリティを具現化する行動と考え方を示す「行動指針」及び「倫理規範」を策定し、それらに基づきサステナビリティ関連の各種方針やガイドラインを制定している。

このような理念の実現に向けて、2030年の段階でのあるべき姿を定めるべく、2022年2月に長期ビジョン「Mission TREEING 2030」を策定している。同ビジョンでは、「地球環境への価値」「人と社会への価値」「市場経済への価値」の3つの視点から9つの重要課題を特定するとともに、事業方針として、「森と木の価値を最大限に活かした脱炭素化とサーキュラーバイオエコノミーの確立」「グローバル展開の進化」「変革と新たな価値創造への挑戦」「成長に向けた事業基盤の改革」の4点が標榜されている。また、同ビジョンの実現に向けた中期的な指針として、中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」が策定され、「飛躍的成長に向けた改革と具現化の3年」との位置付けのもと、事業が展開されている。

サステナビリティ推進の観点では、同社グループは、中期経営計画に示す事業方針の1つである「事業とESGの更なる一体化」のもとで、計画にサステナビリティ戦略や重要課題を組み入れた「中期経営計画サステナビリティ編」を策定・運用している。これらの目標は、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込まれ、各目標の進捗や達成状況を始め、各種指針等の運用状況や有効性のモニタリングに至るまで、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務めるESG推進委員会で確認し、取締役会に報告することでPDCAサイクルを着実に回す態勢となっている。なお、同委員会は、品質・労働安全面の課題への取組み強化の観点から、2024年1月より定期開催を年4回から6回に変更する等、引き続き同社グループのサステナビリティ推進の中核を担っている。

本PI評価では、同社グループの事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社グループのサステナビリティ活動も踏まえ、インパクトエリア／トピックにつき特定のうえ「(1)『森』と『木』の価値向上」、「(2)森林経営によるサーキュラーバイオエコノミーの実現」、「(3)ウッドサイクルを通じた脱炭素社会実現への貢献」、「(4)サプライチェーンに関わる全ての人への配慮」の4項目のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対してKPIが設定された。インパクト(1)～(4)は、いずれも同社グループのマテリアリティに係るものである。今後、これら4項目のインパクトに係るKPI等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCRは、本PI評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本PI評価のKPIに基づくインパクトについて、PIF原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該KPIは、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本PI評価におけるモニタリング方針は、本PI評価のインパクト特定及びKPIの内容に照らして適切であると評価している。従ってJCRは、本PI評価において、持続可能な開発目標(SDGs)に係る三側面(環境・社会・経済)を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析(インパクトの特定・評価・モニタリング)が、十分に活用されていると評価している。

(2)三井住友信託銀行のPIF評価フレームワーク及び本PI評価のPIF原則に対する準拠性等

JCRは、三井住友信託銀行のPIF商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに同社に対するPI評価について確認した結果、PIF原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本PI評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

以上より、JCRは、本PI評価がPIF原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

*詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：三井住友信託銀行株式会社の住友林業株式会社に対する
ポジティブ・インパクト評価

2025年12月26日

株式会社日本格付研究所

目 次

<要約>	3
I. 第三者意見の位置づけと目的	5
II. 第三者意見の概要.....	5
III. 本 PI 評価の合理性等について	6
1. 住友林業の概要等	6
1-1. 事業概要	6
1-2. 同社グループの経営戦略及び中期経営計画の概要	6
1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法に対する意見	7
2. インパクト特定の適切性評価	10
2-1. 包括的分析とインパクトエリア／トピック	10
2-2. 個別インパクトの評価	16
2-3. JCR による評価	18
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価	19
3-1. KPI 設定の概要	19
3-2. JCR による評価	46
4. モニタリング方針の適切性評価	50
5. モデル・フレームワークの活用状況評価	50
IV. PIF 原則に対する準拠性等について	51
1. PIF 第 1 原則 定義	51
2. PIF 第 2 原則 フレームワーク	52
3. PIF 第 3 原則 透明性	53
4. PIF 第 4 原則 評価	53
5. インパクトファイナンスの基本的考え方	53
V. 結論	54

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社（三井住友信託銀行）が住友林業株式会社（「同社」とし、また、同社及び同社の連結子会社を総称して「同社グループ」とする）に実施するポジティブ・インパクト評価（本 PI 評価）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）への適合性、並びに環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクエア（PIF TF）が纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等について確認を行った。

JCR は 2024 年 12 月 24 日に三井住友信託銀行が同社に対して実施した PI 評価に係る第三者意見を提出した。本 PI 評価は、同社が 2025 年 2 月に新たな中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」（2025 年 12 月期～2027 年 12 月期）を策定し、各目標を更新したことに伴い、2024 年 12 月に実施した PI 評価の内容を更新するものである。本第三者意見は、本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等を確認し、引き続き、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合しているか、また、「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合しているかを確認することを目的とする。本第三者意見は 2025 年 12 月 26 日付の本 PI 評価を対象としており、有効期限は本 PI 評価に準じる。

(1) 本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト

同社は、住友家が現在の愛媛県新居浜市に 1691 年に開坑した別子銅山において、製錬のための燃料や坑木に使う木材の調達を担う「銅山備林」を経営したことから端を発する。戦後は、財閥解体に伴う住友本社の分割を機に、同社の前身にあたる組織が 1948 年に設立された後、2 度の合併を経て、1955 年に現商号となった。それ以降、木材建材事業の他、住宅事業を始めとする関連分野や海外事業にも積極的に展開し、今日では、木材・建材の調達・流通・製造・加工や住宅建築を始め、様々な事業領域をカバーすると共に、国内の戸建注文住宅市場では大手の一角を占め、森林保有においても国内でも有数の保有面積を誇る等、業界内でも有数の事業基盤を構築するに至っている。

事業セグメントとしては、木材建材、住宅、建築・不動産、資源環境の 4 事業を展開している。「木と生きる幸福。」をコーポレートメッセージに掲げ、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、国内外における森林経営、植林事業から、グローバルネットワークに基づく木材・建材の調達・流通・製造・加工や、住宅建築や複合施設開発に至るまで、人々の生活に関する様々なサービスを提供する等、独自のバリューチェーンを構築している。

同社グループは、「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利用するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念を最上位概念とし、サステナビリティを具現化する行動と考え方を示す「行動指針」及び「倫理規範」を策定し、それらに基づきサステナビリティ関連の各種方針やガイドラインを制定している。

このような理念の実現に向けて、2030 年の段階でのるべき姿を定めるべく、2022 年 2 月に長期ビジョン「Mission TREEING 2030」を策定している。同ビジョンでは、「地球環境への価値」「人と社会への価値」「市場経済への価値」の 3 つの視点から 9 つの重要課題を特定するとともに、事業方針として、「森と木の価値を最大限に活かした脱炭素化とサーキュラーバイオエコノミーの確立」「グローバル展開の進化」「変革と新たな価値創造への挑戦」「成長に向けた事業基盤の改革」の 4 点が標榜されている。また、同ビジョンの実現に向けた中期的な

指針として、中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」が策定され、「飛躍的成長に向けた改革と具現化の3年」との位置付けのもと、事業が展開されている。

サステナビリティ推進の観点では、同社グループは、中期経営計画に示す事業方針の1つである「事業とESGの更なる一体化」のもとで、計画にサステナビリティ戦略や重要課題を組み入れた「中期経営計画サステナビリティ編」を策定・運用している。これらの目標は、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込まれ、各目標の進捗や達成状況を始め、各種指針等の運用状況や有効性のモニタリングに至るまで、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務めるESG推進委員会で確認し、取締役会に報告することでPDCAサイクルを着実に回す態勢となっている。なお、同委員会は、品質・労働安全面の課題への取組み強化の観点から、2024年1月より定期開催を年4回から6回に変更する等、引き続き同社グループのサステナビリティ推進の中核を担っている。

本PI評価では、同社グループの事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社グループのサステナビリティ活動も踏まえ、インパクトエリア／トピックにつき特定のうえ「(1)『森』と『木』の価値向上」、「(2)森林経営によるサーキュラーバイオエコノミーの実現」、「(3)ウッドサイクルを通じた脱炭素社会実現への貢献」、「(4)サプライチェーンに関わる全ての人への配慮」の4項目のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対してKPIが設定された。インパクト(1)～(4)は、いずれも同社グループのマテリアリティに係るものである。今後、これら4項目のインパクトに係るKPI等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCRは、本PI評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本PI評価のKPIに基づくインパクトについて、PIF原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該KPIは、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本PI評価におけるモニタリング方針は、本PI評価のインパクト特定及びKPIの内容に照らして適切であると評価している。従ってJCRは、本PI評価において、持続可能な開発目標(SDGs)に係る三側面(環境・社会・経済)を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析(インパクトの特定・評価・モニタリング)が、十分に活用されていると評価している。

(2) 三井住友信託銀行のPIF評価フレームワーク及び本PI評価のPIF原則に対する準拠性等

JCRは、三井住友信託銀行のPIF商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに同社に対するPI評価について確認した結果、PIF原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本PI評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

以上より、JCRは、本PI評価がPIF原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、三井住友信託銀行が同社に実施する PI 評価に対して、UNEP FI の策定した PIF 原則及びモデル・フレームワーク、並びに PIF TF の纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に沿って第三者評価を行った。本 PI 評価は、三井住友信託銀行及び三井住友信託銀行の承諾を得た他の金融機関が、同社に対し PIF として実施する複数のファイナンスで参照することが想定されている。PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査、評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は 4 つの原則からなる。第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

前述のとおり、JCR は 2024 年 12 月 24 日に三井住友信託銀行が同社に対して実施した PI 評価に係る第三者意見を提出した。本 PI 評価は、同社が 2025 年 2 月に新たな中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」を策定し、各目標を更新したことにより、2024 年 12 月に実施した PI 評価の内容を更新するものである。本第三者意見は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性等を確認し、引き続き、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合しているか、また、「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合しているかを確認することを目的とする。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三井住友信託銀行が同社に対して 2025 年 12 月 26 日付で実施する PI 評価への意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<本 PI 評価の合理性等について>

1. 同社グループのサステナビリティ活動の概要
2. インパクト特定の適切性評価
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価
4. モニタリング方針の適切性評価
5. モデル・フレームワークの活用状況評価

<PIF 原則に対する準拠性等について>

1. 三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況が PIF 原則に準拠しているか
2. 三井住友信託銀行が定めた社内規程に従い、同社に対する PI 評価を適切に実施できているか

III. 本 PI 評価の合理性等について

本項では、本 PI 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況と、本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

1. 住友林業の概要等

1-1. 事業概要

同社は、1691 年に創業した木造住宅・注文住宅・戸建住宅のリーディングカンパニーである。「木と生きる幸福。」をコーポレートメッセージに掲げ、木のプロフェッショナルとして、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、国内外における森林経営、植林事業からグローバルなネットワークによる木材・建材の調達・流通・製造・加工や、住宅建築をはじめとする人々の生活に関するあらゆるサービスの提供にいたるまで、独自のバリューチェーンを構築している。

現在の同社の主要事業（報告セグメント）は以下 4 つで構成されている。なお、下記に含まれないその他事業（生活サービス事業）が存在する。

図表 1 同社の事業概要

セグメント	事業内容
木材建材事業	国内外において木材・建材調達から製造、流通まで、木材・建材商社として、幅広く事業を展開
住宅事業	戸建注文住宅事業に加え、賃貸住宅事業、分譲住宅事業、リフォーム事業、緑化事業などを展開
建築・不動産事業	米国、豪州、東南アジアなどを中心に戸建住宅や集合住宅の建築・販売のほか、商業複合施設の開発などを展開
資源環境事業	国内やオセアニア、東南アジアで森林経営や森林アセットマネジメント事業を行うほか、国内において主に木質資源を有効活用する再生可能エネルギー事業を展開

出典：統合報告書 2024 を基に三井住友信託銀行作成

同社の創業は、現在の愛媛県新居浜市にあった別子銅山が開坑した 1691 年にまで遡る。現在の愛媛県新居浜市にあった別子銅山において、銅の精錬や周辺での暮らしにおいて欠かせない木材を調達したことが事業の原点となっている。その後同社は国内外で事業を拡大し、国内に約 4.8 万 ha、海外に約 23.7 万 ha（2024 年 12 月末時点）の森林を保有し、国内でも有数の森林保有面積を誇る。19 世紀後半の別子銅山において長年にわたる過度な伐採と煙害によって周辺の森林が荒廃の危機を迎えた際には大造林計画によって森を再生させ、その後は森林の維持・育成や伐採にも力点を置くなど、持続可能な森林経営である「保続林業」を確立させ、現在にもその考えを受け継いでいる。

1-2. 同社グループの経営戦略及び中期経営計画の概要

同社グループは 2022 年 2 月、2030 年を見据えあるべき姿を定めた長期ビジョン「Mission TREEING 2030」を策定し、2025 年 2 月には第 2 フェーズとして 3 か年の中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」を公表した。

長期ビジョンでは 1) 森と木の価値を最大限に活かした脱炭素化とサーキュラーバイオエコノミーの確立、2) グローバル展開の進化、3) 変革と新たな価値創造への挑戦、4) 成長に向けた事業基盤の改革を事業方針として

掲げている。また中期経営計画では「飛躍的成長に向けた改革と具現化の3年」を目指し、1) 脱炭素化への挑戦、2) 稼ぐ力の向上、3) グローバル展開の深化、4) 経営基盤の強化、5) 事業とESGの更なる一体化を掲げている。

図表2 Mission TREEING 2030



出典：統合報告書 2025

1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法に対する意見

(1) サステナビリティに関する方針と組織体制

同社グループは公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献するという経営理念を定め、サステナブルな経営を行っている。同社は経営理念・行動指針、倫理規範に基づき環境方針や調達方針、労働安全衛生方針等を制定している他、中期経営計画の5つの基本方針の一つに「事業とESGの更なる一体化」を掲げ、この中にサステナビリティ戦略及び重要課題を組み入れた「中期経営計画サステナビリティ編」として運用している。

各目標の進捗や達成状況についてはESG推進委員会で確認し取締役会に報告することでPDCAサイクルを着実に回す運営としている。2018年に設けられたESG推進委員会は執行役員を兼務する取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務めている。ESG推進委員会では気候変動をはじめとする同社グループの持続可能性に関する中長期的なESG課題に対する取組の立案・推進やリスク機会の分析、SDGs達成に貢献する事業戦略を織り込んだ中期経営計画サステナビリティ編の進捗管理、行動指針、倫理規範などの運用状況と有効性のモニタリングを行っている。また、2024年1月からは品質・労働安全面の課題への取り組み強化を目的として、ESG推進委員会の定期開催を年4回から6回に増加させており、委員会での議事内容についてはすべて取締役会へ報告し、事業と社会課題の解決の一体化を図っている。

更に、2025年1月には「コーポレート本部」を新設した。本社部門内組織のうち、お客様相談室及び新事業開発部を除くすべての組織をコーポレート本部の配下とすることで、本社部門内における組織間の連携強化、人財育成及び事業部門に対する支援機能を拡充し、人財開発、DEIなどのさまざまな経営課題への取り組みを促進していくとしている。

以上のことから、サステナビリティに関する堅固なガバナンス体制が構築され、取締役会の監督のもと適切に執行されていると三井住友信託銀行は判断している。

図表3 同社グループのサステナビリティ経営



出典：統合報告書 2024

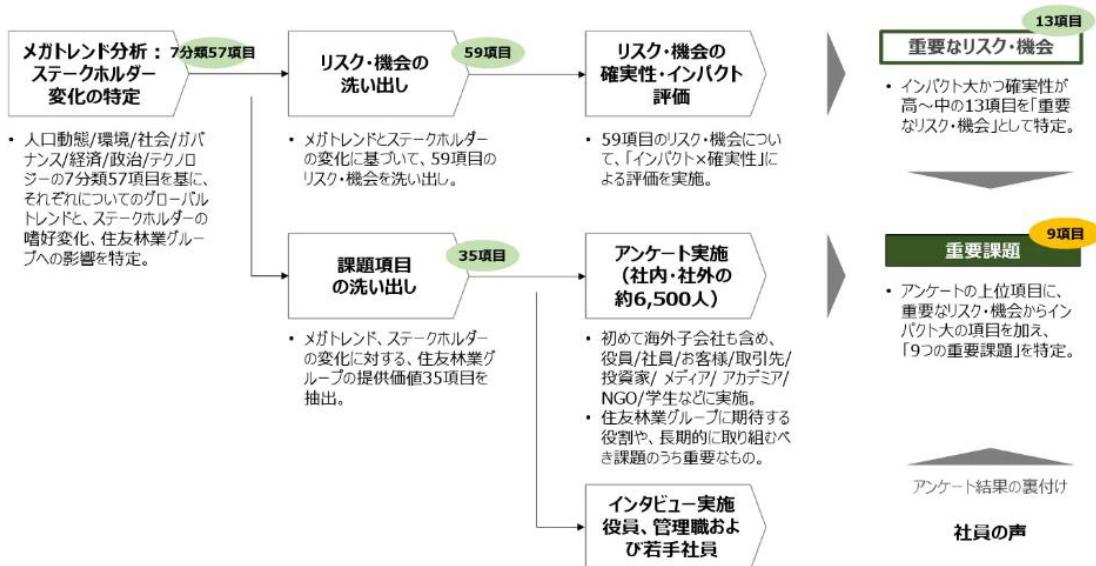
(2) サステナビリティに関するマテリアリティ

同社グループは、長期ビジョンに合わせ、「地球環境への価値」「人と社会への価値」「市場経済への価値」の3つの視点から、9つの重要課題を特定している。重要課題の特定にあたっては、海外子会社や役員、社員、顧客、取引先、投資家、メディア、アカデミア、NGO、学生などあらゆるステークホルダーを対象にアンケート調査を実施し、若手やマネジメント層社員への個別ヒアリングも行った上で、経営からの視点を織り込み、リスクと機会を考慮して重要性判断を行っている。よって同社のマテリアリティには、多様なステークホルダーや経営層の意見が十分に反映されていると三井住友信託銀行は評価している。

図表4 9つの重要課題と関連するSDGs

地球環境への価値	人と社会への価値	市場経済への価値
① 森林経営による「森」と「木」の価値向上 	④ 広く社会に快適でぬくもりある空間の提供 	⑦ 「森」と「木」の新たな市場の創出 
② 「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現 	⑤ 事業を営む地域の人々の暮らしの向上 	⑧ DX・イノベーションによる市場の変革 
③ 「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現 	⑥ 働く人が生き生きできる環境づくり 	⑨ 強靭な事業体制の構築 

出典：統合報告書 2024

図表 5 重要課題特定のプロセス


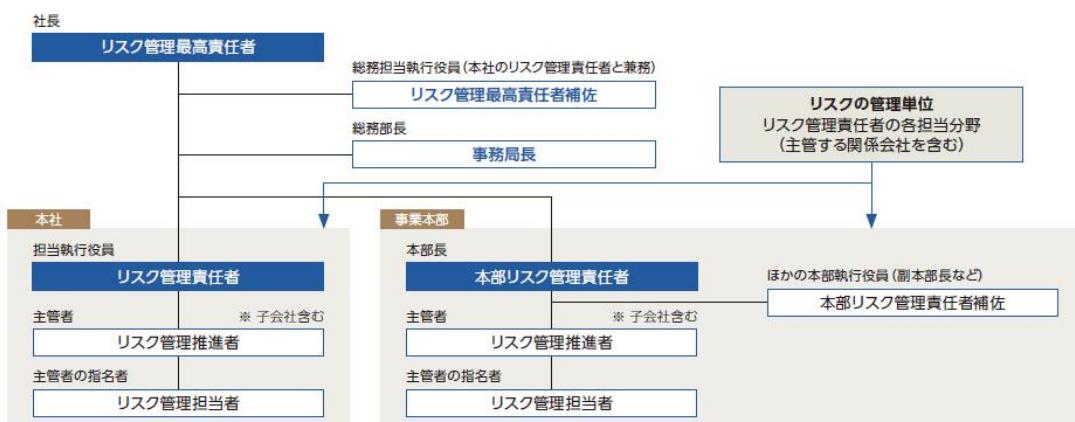
出典：同社ホームページ

(3) 社会・環境に及ぼすリスクに対する方針・管理体制

同社グループ全体のリスクマネジメント体制を強化するため「リスク管理規程」を制定し、環境・社会・ガバナンス面のリスクを包括的に捉え、品質保証、気候変動・環境、木材の調達・販売に関するリスク等、12の事業等リスク及び対応方針を開示している。また、同規程に基づき、執行役員社長をリスク管理最高責任者とし、コーポレート本部長、副本部長及び各関係主管者、並びに各本部の本部長及び管理担当部長を委員とするリスク管理委員会を四半期毎に開催している。中長期的に重要と判断されたリスクはESG推進委員会においても協議され、リスク管理委員会の活動と同様に取締役会に報告・答申され、業務執行に反映される仕組みとなっている。

このように同社グループにおいては、国際的動向や各部の事業状況に鑑み、企業及び部門レベルで重大な財務影響を与えると考えられるリスクと機会を適切に評価しマネジメントする体制が整備されている。

またサプライヤーと協力して「住友林業グループ調達方針」を定め、合法性確認や人権、労働慣行及び生物多様性保全や地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達活動を行うことを通じて、経済・社会・環境に配慮するサプライチェーンマネジメントを行っている。

図表 6 社会・環境に及ぼすリスクの管理体制
住友林業グループのリスク管理体制図


出典：統合報告書 2024

以上（1）乃至（3）より、堅固なサステナビリティ推進体制が確立されており、適切なインパクト・マネジメント運営がなされていると三井住友信託銀行は評価した。

2. インパクト特定の適切性評価

2-1. 包括的分析とインパクトエリア／トピック

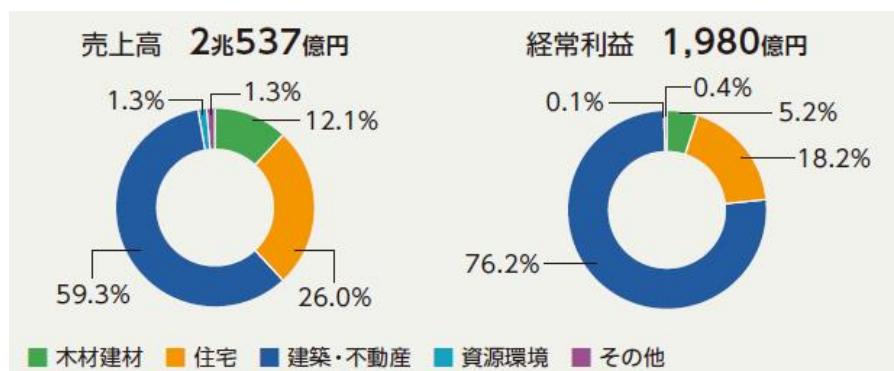
本PI評価では、同社グループの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、同社グループのサステナビリティ活動も踏まえてインパクトエリア／トピックが特定された。

(1) セグメント分析

売上高ベースでのセグメント内訳は以下の通りである。上位4セグメントで、売上高の98%を占めていることから、当該4セグメントを分析対象とする。

分析にあたっては、同社事業を国際標準産業分類（ISIC： International Standard Industrial Classification of All Economic Activities）における「林業及び伐採業」、「不動産業」、「建築工事業」、「電気、ガス、蒸気及び空調供給業」として整理した。

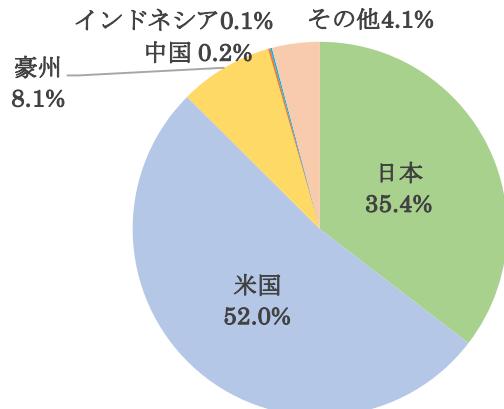
図表7 セグメント別構成比（2024年12月期）



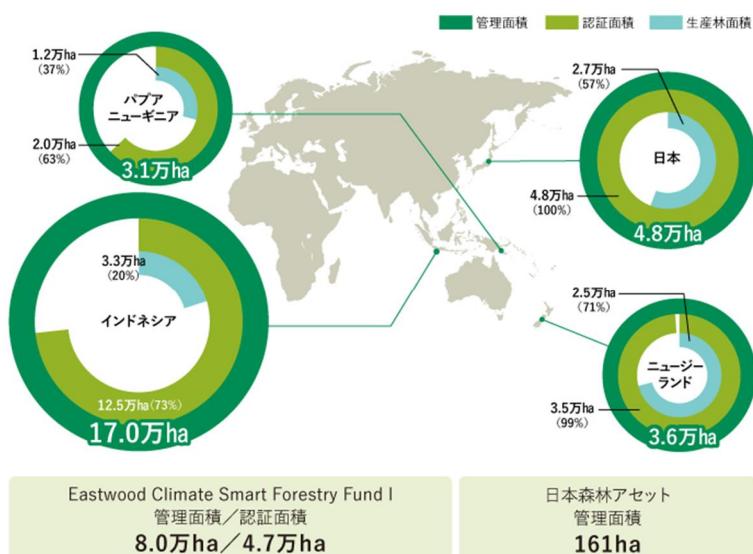
出典：統合報告書2025

(2) エリア分析

同社は2024年12月現在、国内53社、海外601社のグループ会社で構成されるグローバル企業である。本評価では、三井住友信託銀行は、同社の連結売上エリア、同社が森林を所有する地域、製造拠点を考慮し、日本・アメリカ合衆国・オーストラリア・中国・インドネシア・ニュージーランド・インドネシア・パプアニューギニア・ベトナム・タイを分析対象としている。

図表 8 エリア別売上高 (2024年12月期)


出典：第85期有価証券報告書を基に三井住友信託銀行作成

図表 9 海外・国内の社有林


出典：同社ホームページ

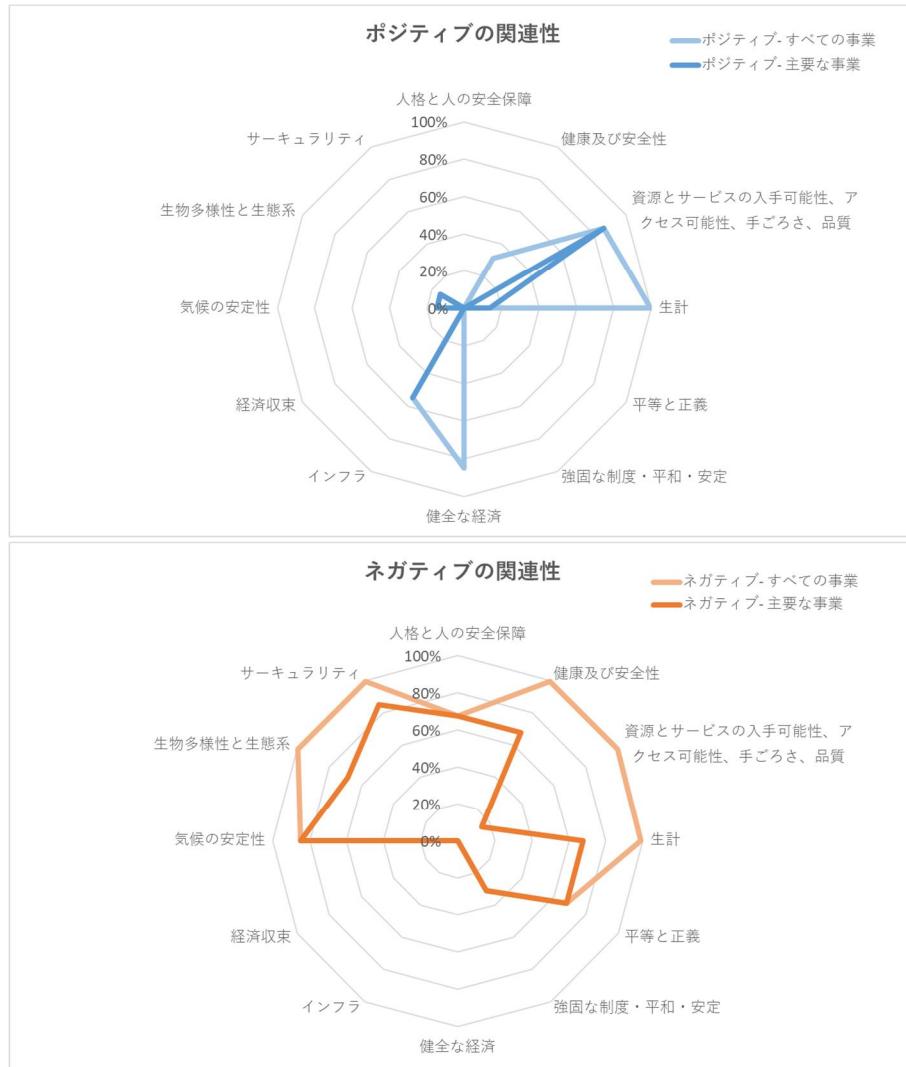
図表 10 製造拠点


出典：同社ホームページ

(3) インパクト・レーダーチャート

前述のセグメント及びエリアの観点を踏まえ、UNEP FI の Impact Analysis Tool を用いて、同社のインパクトエリア／トピックを特定した。以下、簡明に「インパクトエリア」ベースでの分析結果を図示する。

図表 11 インパクト・レーダーチャート



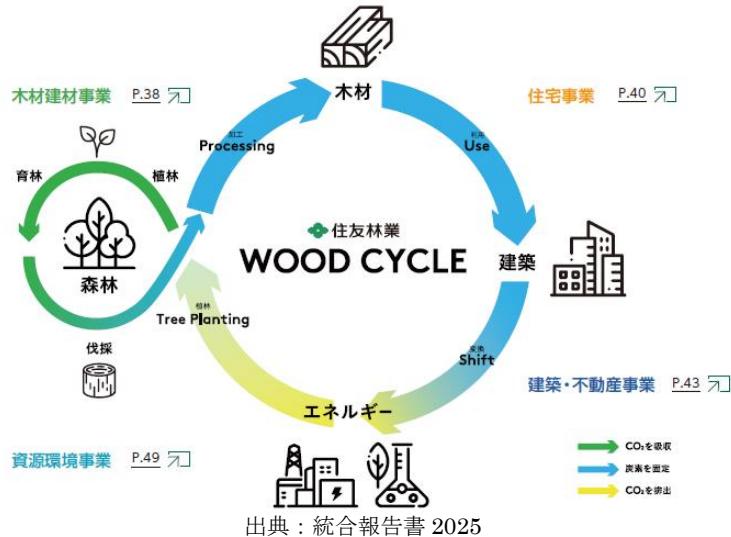
出典：UNEP FI Impact Analysis Tool を基に三井住友信託銀行作成

(4) サプライチェーン分析

同社グループの特長は、再生可能な自然資本である「木」を軸とした川上から川下までのバリューチェーンである「ウッドサイクル」に基づく事業活動にある。資源環境事業に始まり、木材建材事業、住宅事業、建築・不動産事業と、セグメントそのものがサプライチェーンを構築している。

同社はこの「ウッドサイクル」を通じ、「森林」分野での「循環型森林ビジネスの加速」、「木材」分野における「ウッドチェンジの推進」、そして「建築」分野での「脱炭素設計のスタンダード化」の3つを事業の柱として、森林経営から木材・建材の調達・製造、木造建築、木質バイオマス発電まで、脱炭素社会の実現につながるこれらすべての事業を展開し、独自のウッド・ソリューションを国内外で提供していくとしている。

図表 12 WOOD CYCLE



出典：統合報告書 2025

セグメント分析の対象とした同社の主要 4 セグメントは、セグメントそのものが 1 つのサプライチェーンを構築しているが、それぞれの事業が異なるバリューチェーンを有している。各事業におけるバリューチェーンで発現するインパクトのうち主なものは以下の通りである。

✓ 木材建材事業

木材調達時や製造工程において、人権問題や労働災害、生物多様性等の環境負荷や周辺地域、工場における労働安全や製造製品による安全性に関するネガティブ・インパクトが発現しうる。

これに対し同社グループは、「住友林業グループ調達方針」に基づき調達先及び木材調達に関するデュー・ディリジェンスを実施し、さらに木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」を設置して人権・労働・生物多様性・地域社会に配慮した調達活動を推進している。また、製品製造にあたっては、省エネ・省資源化・リサイクルに注力して環境負荷を低減し、各種国際規格での管理を実施し製品の品質・安全性の向上に努め、工場で働く社員については常に災害ゼロを目標としている。

✓ 住宅事業、建築・不動産事業

経済面のネガティブ・インパクトとして開発時の違法開発や汚職事件のリスク、環境面のネガティブ・インパクトとして建設時や入居者による環境負荷、社会面のネガティブ・インパクトとしては施工時の労働安全性に関するネガティブ・インパクトや、開発地域における文化と伝統への影響や周辺地域の賃料高騰・強制退去を及ぼし得る。

これに対し、経済面については、「住友林業グループ倫理規範」において“公正かつ透明性のある企業活動”を実施することを定めている。環境面については設計時に安全性や耐久性、環境負荷などを検討しており、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進やビックフレーム構法（以下、「BF 構法」）¹を開発するなど、高い長期優良住宅認定取得率を維持している。社会面については協力施工業者・職方への安全研修等を実施している。

また、海外においては、現地事業会社の経営方針を尊重し、その地域に最も適した商品・サービスを提供する体制としているが、住宅・不動産の開発におけるリスク評価や、現場の労働安全衛生確保などの重要事項についてはグループの方針に従い、同社本社とのコミュニケーションを図りながら迅速かつ確実な対応を行える体制を築いている。

✓ 資源環境事業

同社の森林事業は国内外にわたることから、周辺地域の人権問題や生物多様性に関するネガティブ・インパクトが発

¹ 同社の BF 構法では、105mm×560mm のビッグコラムを主要構造材に使用することで、地震に強く且つ開放感あふれる住居を提供している（出典：<https://sfc.jp/ie/lineup/bf/ad1/>）。

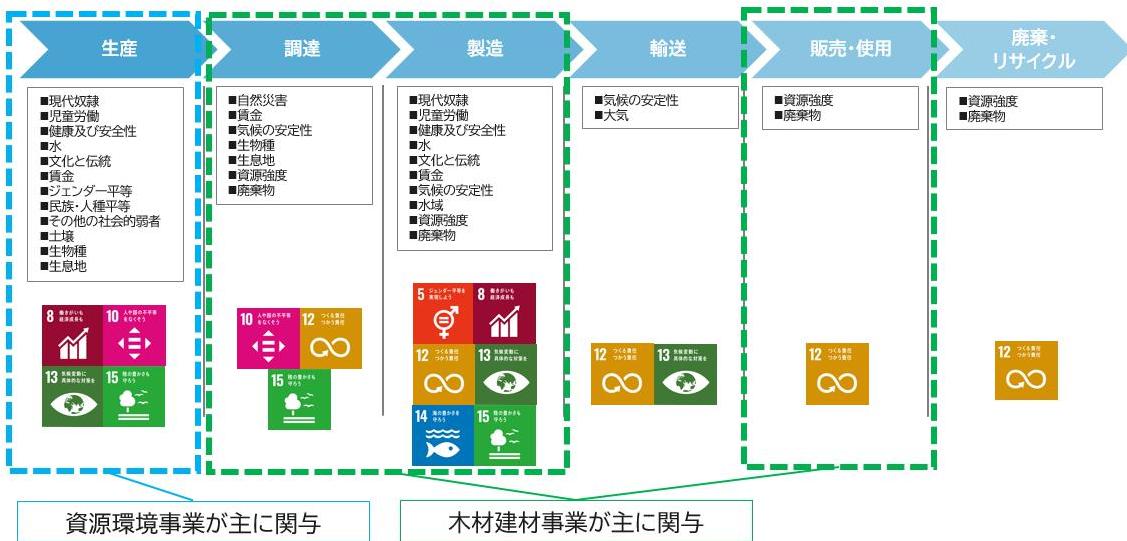
現しうる。

これに対し同社グループは、独自に研究開発したコンテナ苗を活用した施設栽培型の生産施設運営や、「適地適木」の考えに基づく植林地選定と植栽を実施するほか、森林の適切な管理による森林機能の維持・向上に向けた努力を実施している。また、木材の伐採にあたっては長期的な伐採計画を策定し、伐採後の人工林において再び植栽できるような環境整備に取り組んでいる。

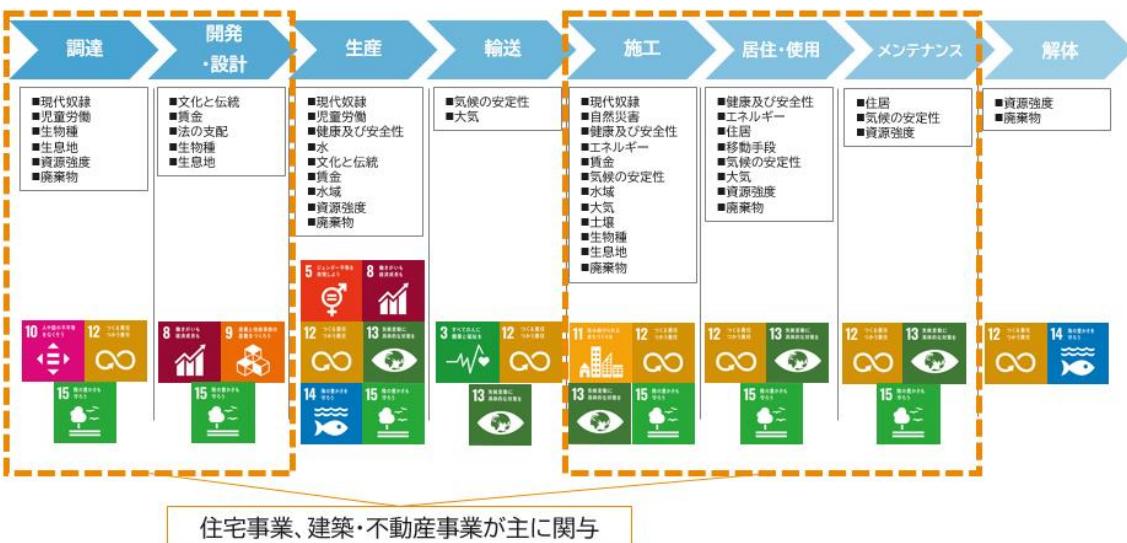
また、再生可能エネルギー事業においては、6か所の木質バイオマス発電所に出資し、再生可能エネルギーを供給しており、これらの燃料は主に住宅解体材の廃材や林地未利用木材²を活用することで環境負荷を低減させている。さらに、発電のみならず、林地未利用木材や建築現場から出た木くずや解体現場から出た廃木材などをチップに加工し、木質バイオマス発電所の燃料として販売することで木質資源のリサイクルにも取り組んでおり、エネルギーにポジティブ・インパクトを与えていている。

図表 13 サプライチェーンの構図及びサプライチェーン上の主要なネガティブ・インパクト

<資源環境事業、木材建材事業>



<住宅事業、建築・不動産事業>



出典：三井住友信託銀行作成

² 林地未利用木材とは、森林の伐採の際に発生する「製材等に利用できない細い間伐材」や「枝条」「木の根元」など、これまで未利用のまま林地に残されてきた木材のこと（出典：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/03_biomass/miryouzai.html）。

(5) インパクトエリア／トピックの特定

図表 11 で示したインパクトエリア／トピックに対し、(4) サプライチェーン分析を踏まえて「児童労働」のネガティブ・インパクトを加え、また、同社が森林の適切な管理を徹底している観点から「水」のポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクト、新たな森や木の活用方法の研究開発を推進している観点から「セクターの多様性」のポジティブ・インパクトを加えた、以下を同社のインパクトエリア／トピックとした。

図表 14 特定したインパクトエリア／トピック

インパクトエリア	インパクトトピック	PJ	NJ
人格と人の安全保障	紛争		
	現代奴隸		
	児童労働		
	データプライバシー		
	自然災害		
健康及び安全性			
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
	食糧		
	エネルギー		
	住居		
	健康と衛生		
	教育		
	移動手段		
	情報		
	コネクティビティ		
	文化と伝統		
生計	ファイナンス		
	雇用		
	賃金		
平等と正義	社会的保護		
	ジェンダー平等		
	民族・人種平等		
	年齢差別		
強固な制度・平和・安定	その他の社会的弱者		
	法の支配		
	市民的自由		
健全な経済	セクターの多様性		
	零細・中小企業の繁栄		
インフラ			
経済収束			
気候の安定性			
生物多様性と生態系	水域		
	大気		
	土壤		
	生物種		
	生息地		
サーキュラリティ	資源強度		
	廃棄物		

※PJ: ポジティブ・インパクト、NJ: ネガティブ・インパクト

出典：UNEP FI Impact Analysis Tool を基に三井住友信託銀行作成

2-2. 個別インパクトの評価

(1) 個別インパクトの設定

前述の分析等を踏まえ、三井住友信託銀行は、本評価では以下のインパクトテーマを設定した。

図表 15 本評価におけるインパクトエリア／トピック

インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI
人格と人の安全保障	紛争		
	現代奴隸		●
	児童労働		●
	データプライバシー		
	自然災害		●
健康及び安全性		●	●
資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●	●
	食糧		
	エネルギー	●	
	住居	●	
	健康と衛生		
	教育		
	移動手段		
	情報		
	コネクティビティ		
	文化と伝統		●
	ファイナンス		
	雇用	●	
生計	賃金		●
	社会的保護		
	ジェンダー平等		●
平等と正義	民族・人種平等		●
	年齢差別		
	その他の社会的弱者		●
	法の支配		
強固な制度・平和・安定	市民的自由		
	セクターの多様性	●	
健全な経済	零細・中小企業の繁栄		
	インフラ		
経済収束			
気候の安定性		●	●
生物多様性と生態系	水域		●
	大気		
	土壤	●	●
	生物種	●	●
	生息地	●	●
サーキュラリティ	資源強度		
	廃棄物		●

※PI: ポジティブ・インパクト、NI: ネガティブ・インパクト

出典：UNEP FI Impact Analysis Tool を基に三井住友信託銀行作成

なお、(a) 「エネルギー」、(b) 「住居」及び「移動手段」、(c) 「社会的保護」、(d) 「法の支配」、(e) 「大気」について、以下理由により本評価においてインパクトテーマの設定外とした。

(a) 「エネルギー」

建設業を営む同社は、化石燃料依存による原料・燃料供給の不安定性や CO2 排出といったエネルギーアクセスに関するネガティブ・インパクトを発生させる可能性がある。これに対し同社グループでは、再生可能エネルギー

一事業において 2024 年度は 49,972 万 kWh（石炭分含む）に上る電力を発電しているほか、ZEH などの環境性能に優れた住宅の提供や、BF 構法による住宅の長寿命化などを通じ、ライフ・サイクル・カーボンの低減に取り組んでいる。

以上の点から、「エネルギー」のネガティブ・インパクトは抑制されていると三井住友信託銀行は判断した。

(b) 「住居」及び「移動手段」

海外において事業を営む同社は、強制退去や周辺地域の賃料の高騰・渋滞のようなネガティブ・インパクトを発生させる可能性がある。これに対し同社グループでは、『住友林業グループにおける人権対応重点課題』において「事業を行う地域に関する地域住民の権利尊重」「土地・天然資源・先住民族の権利尊重」を設定し、同社グループだけでなくビジネスパートナーに対してもコミットメントを求めるほか、新規事業計画時のリスクチェックにおいて「地域社会への影響」を確認している。

以上の点から、「住居」及び「移動手段」のネガティブ・インパクトは抑制されていると三井住友信託銀行は判断した。

(c) 「社会的保護」

同社では重要課題に「働く人が生き生きできる環境づくり」を掲げ、従業員のワーク・ライフ・バランスや健康経営の推進を行っている。人事部内に「働きかけ支援室」を設置し、育児や介護、キャリアサポート、ヘルスケア、定年再雇用などの働き方・キャリアに関する支援窓口を集約することで従業員が従来以上に相談しやすい体制を整えている。

長時間労働の削減と生産性向上を目的として、フレックスタイム制度や勤務間インターバル制の導入、勤務時間のみなし労働時間制度から実カウント制への移行、時間あたりの生産性評価の導入を実施している。同社は 2021 年に「住友林業グループ健康経営宣言」を制定し長時間労働の防止に努めており、「住友林業グループ健康経営宣言」制定以降、長時間労働に起因する労働災害事案が発生していないことを三井住友信託銀行は同社に確認している。長時間労働の発生しやすい住宅事業本部においては、「衛生委員会」を各支店で開催し、それぞれの支店で長時間労働削減の取り組みを検討しているほか、勤務制度や業務フロー改革など、支店単位での実施が難しいものについては、住宅事業本部内で制度提案し、長時間労働削減運動を継続・実施している。

育児休業や介護中の働き方支援として、以下の通り様々な制度を設定しており、法律の定めのある制度だけでなく、配偶者出産休暇やフレックスタイム制のコアタイム短縮、出生サポート休暇を設定しているほか、法律では育児を理由とした短時間勤務は子が 3 歳までのところ同社では妊娠中から子が小学校 6 学年末までの間制度を利用できるようにするなど、法定基準を上回る制度設定を実施している。

以上のことから、「社会的保護」のネガティブ・インパクトを抑制する体制は整備されていると三井住友信託銀行は判断した。

(d) 「法の支配」

同社は国連グローバル・コンパクトに署名しており、「原則 10：強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止」の実現のため、住友林業グループ倫理規範に定める「腐敗防止」・「公正な取引」を遵守している。また、新規事業計画時のリスクチェックにおいて「取引先との関係」「強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止」を確認しており、「法の支配」のネガティブ・インパクトは抑制されていると三井住友信託銀行は判断した。

(e) 「大気」

「大気汚染防止法」及び地域条例に則り、対象となる住友林業クレストの各工場（鹿島工場・静岡工場・新居浜工場）、住友林業緑化の新城工場、紋別バイオマス発電所、八戸バイオマス発電所それぞれについて、ダイオキシン、NOx、SOx、ばいじんの大気中への排出濃度検査を定期的に実施している。既に排出濃度検査の結果は全て基準値以内になっていることから、これらの取り組みを継続することで、ネガティブ・インパクトは抑制されると三井住友信託銀行は判断した。

2-3. JCRによる評価

JCRは、本PI評価におけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿つて以下のとおり確認した結果、2024年12月に行った評価に引き続き、適切な分析がなされていると評価している。

モデル・フレームワークの確認項目	JCRによる確認結果
事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。	業種・エリア・サプライチェーンの観点から、同社グループの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクトエリア／トピックが特定されている。
関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト10原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。	同社グループは、2003年より国連グローバル・コンパクトの定める4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則への参画、TCFD提言への賛同表明等を行い、それぞれ対応を進めていることが確認されている。
CSR報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。	同社の公表している「統合報告書2024」、「統合報告書2025」、「第85期有価証券報告書」等を踏まえ、インパクトエリア／トピックが特定されている。
グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の類型（例えば中小企業）を演繹的に特定する。	UNEP FIのインパクト分析ツール、グリーンボンド原則・ソーシャルボンド原則のプロジェクト分類等の活用により、インパクトエリア／トピックが特定されている。
PIF商品組成者に除外リストがあれば考慮する。	同社は、三井住友信託銀行の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当しないことが確認されている。
持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。	同社グループの事業で想定し得る重要なネガティブ・インパクトとして、温室効果ガス排出、生物多様性配慮、持続可能な森林の確保、水使用、人権問題等が特定されている。これらは、同社グループのマテリアリティ等で抑制すべき対象と認識されている。
事業会社の事業活動に関する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。	三井住友信託銀行は、原則として同社の公開情報を基にインパクトエリア／トピックを特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、JCRは三井住友信託銀行の作成したPI評価書に基づき、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。

3. KPI の適切性評価及びインパクト評価

3-1. KPI 設定の概要

図表 16 本評価におけるインパクトテーマ

	インパクトテーマ	インパクト エリア／トピック	関連する マテリアリティ	関連する SDGs
(1)	「森」と「木」の価値向上	「自然災害」「水」「住居」「文化と伝統」「セクターの多様性」「土壤」「生物種」「生息地」	①森林経営による「森」と「木」の価値向上 ⑦「森」と「木」の新たな市場の創出	9.4, 11.3, 15.1, 15.2, 15.4, 15.5
(2)	森林経営によるサーキュラーバイオエコノミーの実現	「水域」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」	①森林経営による「森」と「木」の価値向上 ③「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現	6.4, 11.6, 12.4, 12.5, 15.4, 15.5
(3)	ウッドサイクルを通じた脱炭素社会実現への貢献	「エネルギー」「住居」「気候の安定性」「資源強度」	②「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現	7.2, 7.3, 13.1
(4)	サプライチェーンに関わる全ての人への配慮	「現代奴隸」「児童労働」「健康及び安全性」「住居」「文化と伝統」「雇用」「賃金」「ジェンダー平等」「民族・人種平等」「その他の社会的弱者」	④広く社会に快適でぬくもりある空間の提供 ⑤事業を営む地域の人々の暮らしの向上 ⑥働く人が生き活きできる環境づくり	3.9, 5.1, 5.5, 8.5, 8.7, 8.8, 10.2, 10.3, 11.3, 11.a

(*) インパクト及び具体的な貢献内容に関連する SDGs は、PI 評価書上において特定されたものを採り上げられている。

(1) 「森」と「木」の価値向上

ポジティブ・インパクトの増大/ネガティブ・インパクトの低減	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「9. インフラ、産業化、イノベーション」「11. 持続可能な都市」「15. 陸上資源」
SDGs ターゲット	9.4, 11.3, 15.1, 15.2, 15.4, 15.5
インパクトエリア／トピック	
ポジティブ・インパクト	「水」「住居」「セクターの多様性」「土壤」「生物種」「生息地」
ネガティブ・インパクト	「自然災害」「水」「文化と伝統」「土壤」「生物種」「生息地」
本テーマが創出するインパクト	
「森」と「木」の価値向上	
対応方針、目標及び指標 (KPI)	
対応方針 (a)	森林認証の取得推進
目標	2027 年度までに国内外の森林認証面積を 451,152ha とする
指標 (KPI)	国内外の森林認証面積 (ha)
対応方針 (b)	「森」と「木」の新たな市場の創出に資する研究開発
目標	研究開発の増進による「森」と「木」の新たな市場の創出に資する研究開発の推進
指標 (KPI)	「森」と「木」の新たな市場の創出に資する研究開発結果

(a)森林認証取得率向上(海外)、維持(国内)

i)対応方針と目標に対する評価

森林には、木材を生産する供給機能の他、水源かん養、土砂災害の防止、地球温暖化の対策となる CO₂ 吸収・固定、生物多様性の保全、レクリエーションなど多様な公益的機能があり、持続可能な社会の実現に向けて注目されている。同社グループは、これまで受け継いできた「保続林業」の考えのもと、このような森林の公益的機能を保ちながら木材資源を永続的に利用するためには適正な管理と持続可能な森林経営が必要と捉え、川上の森林経営、川中の木材流通・製造、川下の木造建築の各事業において、国内外で森林管理認証の取得を推進している。国内の認証取得済みの森林についてはこれを 100%³維持し、海外においても、新規の森林取得にあたっては、以下 3 点を重視して取得を実行している。

1. 周辺の村落や地域社会と良好な関係が築かれていること
2. HCVA⁴、HCSA⁵、FPIC⁶の実施を大前提とし、環境リスクが撲滅可能であり、過去に環境問題が認められない案件であること
3. FSC®-FM 認証⁷を取得していること (FSC-CW 認証⁸、PEFC 認証⁹も好ましい)

この結果、2024 年度末時点で、同社の管理森林である約 285,000ha のうち約 228,000ha、約 80% の森林で認証を取得している。2022 年～2024 年の中期経営計画である「Mission TREEING 2030 Phase1」（以下、「前中期経営計画」）において同社は、森林認証面積を 2024 年度までに約 242,000ha（2021 年度実績対比 +21,000ha）とする目標を設定していたが、現中期経営計画においては、2025 年度に 346,152ha、2026 年度に 420,152ha、2027 年度に 451,152ha（2024 年度実績対比 + 約 223,000 万 ha）と目標を引き上げ、さらなる森林認証面積の拡大を目指している。

森林認証の取得には、認証によって内容に差異はあるものの、多岐に亘る対応が求められる。例えば同社が国内森林において認証を取得している一般社団法人日本森林技術協会の SGEC¹⁰においては、法的規制に基づいた管理だけでなく、CO₂ 吸収源としての管理、生物多様性の保全や土壤・水資源の保全・維持等の環境面のほか、地域社会の慣習的権利の尊重や従業員の健康・安全などの社会面の対応も求められる。よって、同社グループが自社保有林において森林認証を新たに取得することや、森林認証済みの森林のみを取得する取り組みは、生物多様性保全につながるほか、水へのアクセスの保全と向上、土壤汚染の防止と土壤の良化、更に現地住民の人権や生活の保護につながると、三井住友信託銀行は考えている。

³ 河之北開発株式会社への賃貸地及びその周辺の森林を除く。

⁴ High Conservation Value Assessment：希少動植物の生息場所など保護価値の高いエリアを特定するためや保全策を講じるための調査及び評価。

⁵ High Carbon Stock Assessment：森林の転換利用に際し、森林が固定している炭素量が著しく低下しないよう炭素蓄積量の高いエリアを特定し、開発を規制するための調査及び評価。

⁶ Free Prior Informed Consent：ある事業が先住民族などの土地・領域・資源などに影響を及ぼすおそれがある場合に、事前に先住民などと事業実施に関する情報共有を行い、合意形成を図ること。

⁷ FSC®-FM 認証：FSC (Forest Stewardship Council / 森林管理協議会) による FM (Forest Management : 森林管理) 認証。環境影響や地域社会、先住民族の権利などを含む 10 原則 70 基準に沿って、FSC が認定した認証機関が審査する。

⁸ FSC-CW 認証：FSC による CW (Controlled Wood : 管理木材) アセスメント。認証材ではないものの、FSC が容認しない木材 5 つのカテゴリーには属さない、またはそのカテゴリーの木材である可能性は低いと確認された木材が認証を受ける。

⁹ PEFC 認証：国際認証組織である PEFC による「森林認証制度相互承認プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification Scheme)」個別の森林管理について PEFC が直接認証するのではなく、149 カ国が集まって策定された「政府間プロセス」という基準を採用している PEFC の規格要求を満たしていると PEFC が認めた場合、その国独自の森林認証制度を PEFC が承認する制度。

¹⁰ 緑の循環認証会議 (SGEC)：日本森林技術協会によって創設され、SGEC/PEFC ジャパンの認定を受けた認証機関が審査を行う森林認証。日本独自の自然環境・社会慣習・文化を尊重して 7 つの基準に基づいて審査される。

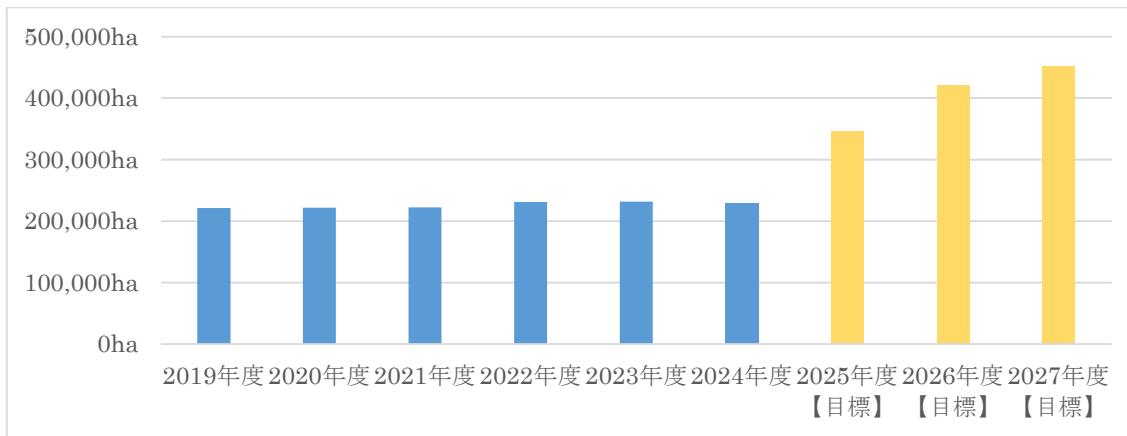
図表 17 SGEC 森林管理認証 運用ガイドライン

基準	内容
基準0 認証対象森林と管理責任者・管理方針の確定	法的規制等を含めた対象森林の把握が的確になされ、それを踏まえた適切な管理経営の基本方針が作られ、森林経営計画等に活かされているか 等
基準1 森林資源の維持又は適切な増進とグローバルカーボンサイクルへの貢献及びその適切な維持・増進	対象森林が CO ₂ 吸収源として貢献できるよう管理されているか、森林管理は森林資源の有する経済的、環境的、文化的、社会的価値の維持・増進を目指しているか 等
基準2 森林生態系の健全性と活力の維持	大面積皆伐は避け持続的で計画的な伐採、適地適木の考え方に基づいた適切な更新、森林病虫害対策が行われているか 等
基準3 森林生産(木材及び非木材)機能の維持及び促進	認証林産物を多様な用途に活用し、森林資源の循環利用と地域振興に貢献しているか、バイオマスエネルギーの活用に努めているか、収穫・更新等は土壤や樹木等の損傷を避けるなど、その場所の生産能力を減少させない方法で実践されているか 等
基準4 森林生態系における生物多様性の維持、保全及び適切な増進	ランドスケープレベルや林分レベルに応じた生物多様性の保全のための管理や希少種等の保護・保全が適切に考えられているか 等
基準5 森林管理における保全機能の維持又は適切な増進(特に土壤と水)	伐採や集運材、路網整備に当たって、土砂流出の防備や水資源の保全の観点での必要な配慮を行っているか 等
基準6 森林の社会・経済的機能の維持及びその適切な増進	関係法令はもとより地域社会の慣習的権利を尊重するとともに、従業員の健康や労働安全に適切な配慮を行っているか、アイヌ民族に対する FPIC を実施しているか 等

出典：一般社団法人日本森林技術協会ホームページ

日本の森林面積約 2,502 万 ha に対して主な森林認証を受けている森林は約 262 万 ha (SGEC/PEFC-FM 認証約 220 万 ha (2025 年 10 月 1 日現在)、FSC 森林認証 42 万 ha(2024 年 3 月末時点)) と、10%程度にとどまっていることからも、森林認証の取得難易度は高いことがうかがえる。また、前述の通り、現在の同社保有林のうち認証面積は約 22.8 万 ha であり、目標まであと約 22.3 万 ha の森林認証取得が必要となる。2025 年度より森林ファンドの管理面積を KPI の範囲に加え、認証面積の増加を目指すこととしている。2023 年 6 月に米国にて日本企業 10 社で共同出資した 600 億円規模第 1 号森林ファンド「Eastwood Climate Smart Forestry Fund I」の管理面積が約 8.0 万 ha (2024 年 12 月末時点) であることを踏まえると、僅か 3 年間で認証面積を約 22.3 万 ha 増加させるためには同社の積極的な取り組みが必須である。また、過去の傾向を勘案しても、達成は容易ではない目標であると三井住友信託銀行は評価している。

以上を踏まえ、本テーマについて、三井住友信託銀行では、国内外の森林認証面積 (SGEC 認証、FSC®-FM 認証、FSC-CW 認証、PEFC 認証を含み、①法律や制度枠組の遵守、②森林生態系・生物多様性の維持・保全、③先住民・地域住民の権利の尊重、④森林の生産力の維持・向上などの項目を客観的な指標に基づき第三者が審査することで持続可能な森林経営が行われていることを認証するもの) をモニタリングしていく考えである。

図表 18 国内外の森林認証面積


出典：同社開示資料を基に三井住友信託銀行作成

ii) 目標達成に向けた取り組み

前述の通り、日本国内においては既にすべての森林において認証を取得していることから、今後の森林認証面積拡大に向けては、国内の既存保有林において認証率 100%を維持し続けること、国内及び海外において新規で森林を取得する際や森林ファンドを組成する際に認証を受けた森林を取得することで目標達成を目指す方針である。同社グループでは長期ビジョン「Mission TREEING 2030」において、2030 年までに運用資産 1,000 億円規模の森林ファンド運営を目指すとしており、森林認証面積拡大と、CO₂ 吸収量増加による環境改善効果が期待される。

また、上記に加え、海外に残る認証未取得の保有林においても認証を取得する必要がある。これまでには、1994 年以降に自然林から転換された人工林が FSC 認証対象にならないという“1994 年ルール”が存在したため、一部の既存保有林の認証取得が叶わなかったが、2023 年度にこのルールが改定され、1994 年 12 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に転換された人工林についても、転換によってもたらされた環境・社会的な損害を十分に補償することで認証対象とできるようになった。これを受け同社では、インドネシアに保有する森林における認証取得に向けた取り組みとして、森林認証取得の必要性（取引先からの認証材の需要）を確認し、認証取得に向けて社内外で検討・協議を進めていくとしている。本テーマに掲げる目標の達成に向け、三井住友信託銀行も既存保有林での認証取得を促していく。

(b) 「森」と「木」の新たな市場の創出に資する研究開発

i) 対応方針と目標に対する評価

同社はマテリアリティにおいて、「森」と「木」の活用の深化と拡大によって、新たな市場を創出し、経済を豊かにすることを目指しており、新規市場の開拓や研究開発を進めてきた。2003 年にアメリカに進出して以降、これまでアメリカ、オーストラリア、イギリスにおいて中大規模木造建築のプロジェクトに参画している。木造建築は木材が吸収した炭素を長期間固定し、脱炭素化に大きく貢献するだけでなく、鉄骨造や RC 造に比べて建築時の CO₂ 削減が可能となる。同社グループでは、「森」と「木」の新たな市場の創出の施策の 1 つとしてネットゼロカーボンビル¹¹の実現を目指し、2022 年には国内だけではなく海外において中大規模木造建築事業に進出し、これまで脱炭素社会の実現に貢献してきた。

また、木の可能性を引き出し、その価値を高めるためには、継続的な技術開発が不可欠であるという考えのもと、「森」と「木」の新たな市場の創出に向けては研究開発にも力を入れている。1991 年に、同社グループの研

¹¹ 使用時に排出される CO₂ を実質ゼロにする建築物。

究・技術開発を牽引するための施設として筑波研究所を設立しているほか、公的機関や、民間研究機関との協力体制を構築し、社内にはない知見を取り入れて研究開発を推進している。

共同研究の事例としては、日本集成材工業協同組合と共同で大臣認定を取得した1時間耐火構造の木質ハイブリッド集成材有孔梁¹²の新技術開発や、インドネシアでの産官学共同プロジェクト「気候変動適応型育種プロジェクト（熱帯林強靭化プロジェクト）」に唯一の民間企業として参画し、気候変動に対して強靭な品種を日本・インドネシア双方の大学、研究機関と共同で研究開発していること等が挙げられる。

筑波研究所は研究企画・総務を担う企画、業務グループと、研究グループの資源、材料、住宅・建築1～3グループの合計7グループで構成され、上記の他にも、筑波研究所の研究開発は多岐にわたる。各研究グループでの研究は以下の通りである。

・資源グループ

日本各地の名木や貴重木の保存や再生に貢献する組織培養技術の研究、植物を育成することが難しい屋上・壁面・室内などにおける緑化技術、緑の新たな価値として都市部の防災機能や人に与える効果に関する研究のような、バイオテクノロジーによる樹木の生産効率向上の研究を行う。

・材料グループ

前述した構造材の耐火性能を高める研究、木材を原料とする生分解性プラスチックの研究開発の研究のような、チップやファイバーを原料とする木質ボードや耐火性・耐候性を高めた新部材の研究を行う。

・住宅・建築1グループ

強靭で設計の自由度が高い木の住まいを実現する「ビッグフレーム構法」の確立をはじめとする、耐震・耐火性能を向上させる木造住宅や木質構造の工法の研究などを行う。

・住宅・建築2グループ

脳科学の領域から、木や緑のある環境が人の感性に及ぼす影響をわかりやすく数値化すること知的生産性の向上や健康増進、ストレス軽減に役立つ空間づくりに活かす研究や、脱炭素設計のスタンダード化に向けた建設時のCO₂排出量の見える化に資する研究など、木や緑の持つ機能を生かした快適な空間づくりの研究を行う。

・住宅・建築3グループ

様々な建材・部材の試験を行うことで商品化や品質の改良のために必要な検証や技術支援を、新規部材の採用試験や品質基準の策定・整備・定期検査など、木造住宅に関する商品・技術の研究を行う。

このように、同社の研究開発は、「森」や「木」の新たな分野での活用に貢献すると共に、環境にやさしく快適な住空間の提供に貢献していくことを三井住友信託銀行は期待している。

同社は創業以来330余年にわたって蓄積してきた木に関する技術やノウハウ、国内のみならず海外のネットワークなどを有しており、同社の研究開発が社会に与える影響は大きいと三井住友信託銀行は考えている。また、「森」と「木」の新たな市場の創出に向けた研究開発を同社が推進することは、社会全体が、木の新たな活用を深化・拡大し、森の機能を活性化する取り組みにも繋がっていくと同行では考えている。そこで本テーマでは、同社が行う共同研究のテーマのうち、「森」と「木」の新たな市場の創出に資するもの（筑波研究所での研究開発）について、事業化した研究や、特筆すべき新規契約及び進捗のあった研究を同行がモニタリングしていくことで、同社が「森」と「木」の新たな市場の創出に資する研究を推進していることの確認が行われる。

¹² 日本集成材工業協同組合が大臣認定を取得している木質ハイブリッド集成材の1時間耐火認定梁に、同社が開発した梁貫通技術を加えて新規認定を共同取得したもの。

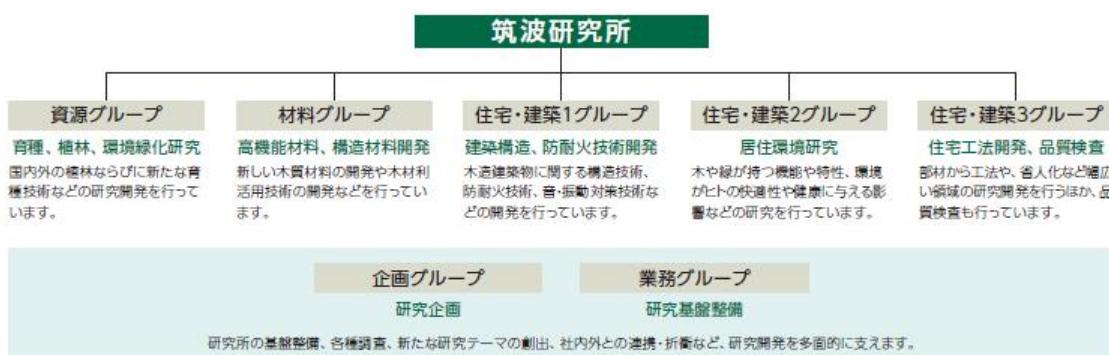
ii) 目標達成に向けた取り組み

研究開発を推進する施策の1つとして、2018年、同社グループは創業350年となる2041年を目標に、研究技術開発構想「W350 計画」を発表した。同計画では木造超高層建築物を中心としてその周辺の建物やあらゆるものを作りこなすことで街を森にかえる「環境木化都市」を実現する技術開発を目指している。筑波研究所では、「W350 計画」の実現に向け、「W350 計画」の礎となる新研究棟を2019年に設置しており、更に各事業領域での事業方針・戦略に沿った研究開発ロードマップを作成して研究開発を推進している。

また、2022年に策定した「Mission TREEING 2030」に基づき、「木」を軸にした川上から川下までの事業活動を通じて脱炭素化とサーキュラーバイオエコノミーの実現を目指して研究開発に取り組んでいくとしている。

「Mission TREEING 2030」の実現に向けては、引き続き、森林・木材・建築の各領域をベースに7グループ体制で研究開発を実施することで、森林資源・木質材料から住宅・建築に至る、木に関する川上から川下までを網羅する研究・技術開発を可能にするとともに、「木」と「緑」の価値を高める新たな価値創造型研究を行っていくとしている。筑波研究所は今後、7グループ体制及び、前述した、大学や公的な研究機関等との協働を通じて研究開発を推進し、「森」と「木」の新たな市場の創出を目指していく。

図表 19 筑波研究所 7 グループ体制



出典：統合報告書 2024

(2) 森林経営によるサーキュラーバイオエコノミーの実現

ネガティブ・インパクトの低減	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「6. 水・衛生」「11. 持続可能な都市」「12. 持続可能な消費と生産」「15. 陸上資源」
SDGs ターゲット	6.4, 11.6, 12.4, 12.5, 15.4, 15.5
インパクトエリア／トピック	
ポジティブ・インパクト：－ ネガティブ・インパクト：「水域」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」	
本テーマが創出するインパクト	
森林経営によるサーキュラーバイオエコノミーの実現	
対応方針、目標及び指標 (KPI)	
対応方針 (a)	ネイチャー・ポジティブの実現
目標	2027年度までにネイチャー・ポジティブ実現に向けた定量目標を設定する
指標 (KPI)	ネイチャー・ポジティブ実現に向けた目標策定状況
対応方針 (b)	産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクル

	目標	2027 年度に産業廃棄物最終処分量を 2023 年度比で 12.0% 削減、21,018t とする
	指標 (KPI)	産業廃棄物最終処分量 (t) 及び 2023 年度比の削減率 (%)
	対応方針 (c)	水資源の有効利用
	目標	ア. 2027 年度に水使用量を 2,989,957 m ³ 以下とする イ. 2027 年度に水使用量原単位を 0.98 m ³ /百万円以下とする
	指標 (KPI)	ア. 水使用量 (m ³) イ. 水使用量原単位 (m ³ /百万円)

(a)ネイチャーポジティブの実現

i) 対応方針と目標に対する評価

生物多様性保全に関して同社は、2006 年度に国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」、2007 年度には「木材調達理念・方針」を制定の上、「環境方針」に生物多様性への配慮を追加した。2015 年 7 月には、「環境理念」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合し、「住友林業グループ環境方針」として運用している。また、2025 年、同社は「ネイチャーポジティブステートメント」を策定した。2030 年までに自然の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブに貢献するべく、森林・木材・建築・再エネのウッドサイクルを回していくことで目標の実現に取り組んでいくとしている。

これらの方針等に基づき、現在同社では国内外、グループ全体で様々な生物多様性保全の取り組みを実施している。例えば、国内社有林においては保護地域の適正管理や森林の連続性配慮によって「生態系の多様性」を、希少動植物の保護によって「種の多様性」を、野生生物の個体数維持によって「遺伝的多様性」を保全している。

海外植林地においても、インドネシアやニュージーランドにおいて、保護エリアの設定や絶滅危惧種の動植物の保護・観察を実施している。また、緑化を推進すると共に、地域の生態系保護に取り組んでおり、緑化対象地に応じた樹種選定の指針「ハーモニックプランツ®」に従った緑化計画を立てることを徹底している。「ハーモニックプランツ®」の手法を活用し、戸建住宅団地や高齢者施設において「いきもの共生事業所認証(ABINC 認証)」を取得している。

さらに、同社だけでなく個々人が生物多様性保全の取り組みを実施できるよう、2013 年に「住まいの樹木図鑑」を作成し、累計 46,000 部を刊行している。この「住まいの樹木図鑑」は環境省及び農林水産省による「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」や種苗法改正を反映するなど、外部環境に合わせて隨時改訂も実施されている。

気候変動や生物多様性など自然環境の変化は、森と木を軸に事業を展開している同社グループの事業活動に様々な形で影響を及ぼすものであると考え、同社では、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース) や TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース) など国際イニシアティブにいち早く対応してきた。TNFD Early Adopter に登録している日本企業のうち、業種(SASB)を「Forestry Management」とする企業は同社 1 社のみ(2025 年 10 月時点)であり、2023 年 9 月の TNFD 最終提言より前である 2022 年 11 月に TNFD フレームワーク β 版 v0.3 を活用して LEAP 分析を開始する等、同社の生物多様性への取り組みは先進的であると三井住友信託銀行は評価している。

一方で、同社は 2023 年度に LEAP 分析結果の開示を実施しているものの、現状は情報収集やインプット指標のモニタリングに留まることから、今後の具体的な取り組み目標の設定が期待される。ただし現状、LEAP 分析に基づき生物多様性保全に関する定量目標を設定している企業は少数であり、KPI 候補となるアウトプット指標のモニタリングを実施した上で、ネイチャーポジティブを実現するために必要な目標を検討する必要があることから、目標設定の難易度は高いと同行は考えている。

こうした中、同社は現中期経営計画において、2027年度に定量目標を設定する計画を掲げている。また、ネイチャーポジティブ実現に向けて、既存の宣言や行動指針を統合し、具体的な行動目標を示した「ネイチャーポジティブ目標」の策定を目指すとしている。よって本テーマについて、三井住友信託銀行は、2027年度までに定量目標を設定することを目標としてモニタリングしていく。

ii) 目標達成に向けた取り組み

定量目標設定に向けては、現中期経営計画において、2025年度に生態系モニタリングの実施・報告・開示を実施し、2026年にはその改善と充実、2027年度には数値目標を設定する計画を定めている。

同社はこれまで、「2024年度に生物多様性保全に関する評価手法を確立すること」を目標として情報収集を進めてきた。その中で、TNFDへの対応として、2023年末から2024年にかけ、本社部門、事業部門のメンバーからなるワーキンググループを組成し、自然への依存・影響、リスク・機会に関するLEAPアプローチによる分析を進めてきた。また、特定した優先度の高いリスクと機会への主な施策の設定、TNFD最終提言が定めるグローバル中核開示指標とセクター中核開示指標に対応するデータ開示を実施するなど、TNFDの対応に注力している。

ここからさらに定量的な把握及び目標策定につなげるため、同社は現在、各事業部の関連する取り組みを定量化パイロットプロジェクトとして選定し、中期経営計画サステナビリティ編へ組み込んで進捗管理する検討を進め、これらの同社グループの取り組みを、SBT for Natureが推奨するネイチャーポジティブ実現に向けた行動のフレームワークに則って整理するなどの取り組みも推進してきた。今後同社は、これまで実践してきたインプット指標のモニタリングだけでなく、HCVF¹³エリアにおける動植物モニタリング（国内社有林、海外植林エリア）を進めていく方針である。

(b) 産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクル

i) 対応方針と目標に対する評価

日本においては、不法投棄された産業廃棄物量の72.6%¹⁴が建設系廃棄物である。この現状を踏まえ、同社グループでは、産業廃棄物処理を環境リスクの中でも社会や事業に与える影響がもっとも大きいリスクの一つと捉え、適切な処理に努めている。同社グループは、持続可能な循環型社会の構築のために、「住友林業グループ環境方針」に基づき、各事業のプロセスにおいて産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルによるゼロエミッション¹⁵を推進している。同社の産業廃棄物等のうち66.3%（2024年度）は木くずであることから、木材の廃棄物削減が重要となる。そこで同社グループでは、重点課題に「森」と「木」を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現を掲げ、リサイクルやゼロエミッションの促進による資源保護などの環境負荷低減への取り組みを推進しており、現中期経営計画において2027年度に産業廃棄物最終処分量を21,018t（2023年度対比12.0%削減）とする目標を掲げている。

これに対し同社はこれまで、各事業所から発生する全ての産業廃棄物について、単純焼却・埋立処分を行わない「ゼロエミッション（リサイクル率98%以上）」を目指して廃棄物削減を進めてきた。2009年度には国内製造工場、2012年度には首都圏エリア新築現場、2020年度には海外製造工場においてゼロエミッションを達成している。またゼロエミッションについては、事業活動状況や発生する廃棄物状況等を考慮、「新築現場」「国内製造工場」「発電事業」「リフォーム事業」「海外製造工場」「解体工事現場」「その他の事業」の7区分に分け、従来より細かい管理を通じて達成を目指しており、2024年度は「国内製造工場」においてゼロエミッションを達成している。

¹³ High Conservation Value Forestsの略。保護価値の高い森林。

¹⁴ 環境省発表令和5年度資料より。

¹⁵ 人為的活動から発生する排出を限りなくゼロにすることを目指した理念。1994年に国連大学が提唱した。

上記のような取り組みを進めてきた結果、2024年度の産業廃棄物最終処分量は、2021年度対比5.1%削減であり、前年度対比では削減が進んだものの、連結子会社が新たに加わったことなどから、2024年度目標（5.4%削減）は未達となっていた。

なお、前中期経営計画から現中期経営計画への改定に伴い、基準年を2021年度から2023年度に変更している。これについては、2022年度以降はコーナン建設株式会社の最終処分量を含むこと、新型コロナウイルスの収束に伴い一時的に増加傾向にあった廃棄物排出量が2023年度において同社の取り組みにより減少へと転じたことを踏まえれば、基準年の変更は合理的で妥当なものであると三井住友信託銀行は考えている。

また、最終処分量の2024年実績は19,971tとなっており、2027年度目標の21,018tを既に達成しているが、これは、今後特に海外製造工場の絶対量が増加していく見込みであることを踏まえて目標を設定したことによるものである。事業拡大を見据えるとこれまでと同じ取り組みでは廃棄物排出総量と最終処分量は自動的に増加するところ、削減努力を続けて毎年700t以上削減する必要があることを踏まえると、変更後の目標も引き続き達成には相当の努力が必要なものであると言える。よって本テーマでは、同行は、産業廃棄物最終処分量及びその削減率をモニタリングしていく。

図表20 廃棄物発生量及びリサイクル率推移¹⁶



出典：同社ホームページ

ii)目標達成に向けた取り組み

2027年度に12%削減(21,018t)する目標達成に向けて、同社は現中期経営計画において2025年度に7%削減(22,213t)、2026年度に9%削減(21,735t)する計画を掲げている。

具体的な取り組みとしては、前述の通り、同社グループでは産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルによるゼロエミッションを推進している。ゼロエミッション拡大に向けては「新築現場」「国内製造工場」「発電事業」「リフォーム事業」「海外製造工場」「解体工事現場」「その他の事業」の7区分に分けて事業内容に応じた取り組みを実施している。以下に、その取り組みを例示する。

【産業廃棄物の発生抑制】

同社は2014年より新築現場の廃棄物削減のため、商品開発、資材調達、生産管理、環境部門の担当者による「廃棄物削減ワーキング」を発足させ、多くの施策を立案し、実行に移してきた。2012年から運用を開始した広域認定産廃管理システムから得られた廃棄物発生状況に関する詳細データから、「木くず」「石膏ボード」

¹⁶ 2022年度よりコーナン建設株式会社の数値を含む。

「ダンボール類」の3品目が全体の2/3を占めることが明らかになり、この3品目の削減に重点的に取り組んでいる。

例えば、材料を事前に必要な長さに切断してから現場に搬入する“プレカット”の運用を、同社が開発した外壁下地通気耐力面材「きづれパネル¹⁷」や、屋根材や外壁の仕上げ材において可能とし、産業廃棄物の削減を進めている。

【海外製造工場での再利用】

海外の主要製造会社7社においてゼロエミッションを推進している。合板・建材工場で発生する端材を木質ボード工場の原材料として再利用し、木質ボード工場では製造過程で発生する木質廃材を乾燥工程や熱圧工程の熱源の燃料として再利用し、更に製材工場で発生する端材はノベルティグッズに活用するなど、あらゆる木質廃材を有効活用している。

【リサイクル】

新築現場から発生する廃棄物の分別を徹底することで混合廃棄物を削減し、リサイクル率の向上を目指している。分別の徹底に向けた取り組みとして、同社が定めた11分類に分別しやすくするため、具体的な廃棄物を記載したポスターを掲示するなどの啓発を実施している。同社は引き続き、現場での更なる分別徹底によりリサイクル率を向上させると共に、リサイクル可能な処理場の新規採用拡大にも取り組んでいくとしている。

(c)水資源の有効利用

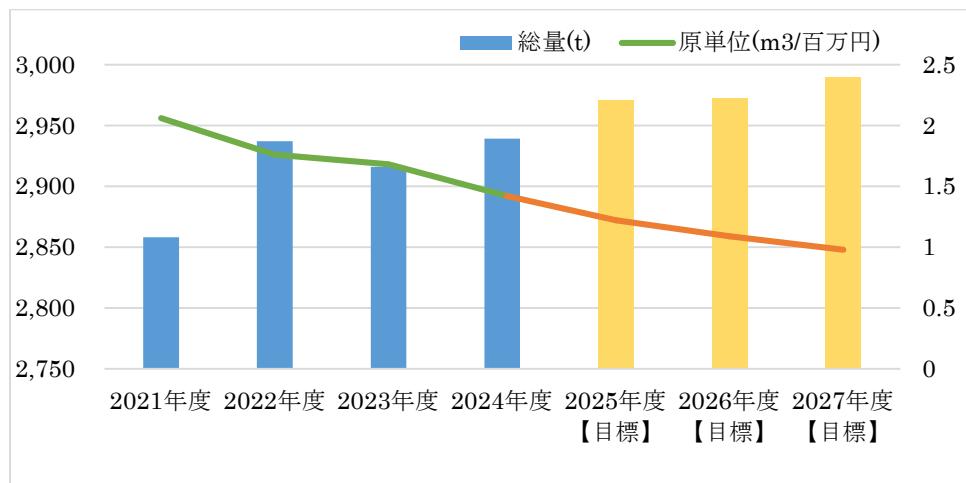
i)対応方針と目標に対する評価

同社グループの代表的な事業は、木材建材事業、住宅事業などであり、水の使用量は少ないビジネスモデルではあるものの、水を重要な資源とする事業も展開しており、こうした事業を中心に、水使用量を削減し、リスクアセスメントの実施や問題が発生した場合の対応策の検討を行う方針を立てている。同社はこれまで、水使用量の多い連結子会社において重点的に水使用量の管理に取り組んできたが、バイオマス発電所では木材などのバイオマス燃料を燃焼させて水を沸騰、その水蒸気でタービンを回して発電するため、水使用量の増加要因となる。そこで同社グループはグループ全体で水使用量の削減目標を掲げ、進捗管理を行っている。

2023年度の水使用量は2,916千m³だったところ、2024年度には23千m³増加し2,939千m³となっている。2024年度は海外製造工場における労働環境改善のための散水装置の設置や、国内で管理運営しているゴルフ場での夏季降雨量が少なかったことに伴うスプリンクラーでの灌水量の増加、ならびに受託管理先の公園施設での園内植物への灌水量増加などやむを得ない理由となっており、また、過去も増減を繰り返していることから、継続的な削減が難しい項目であることが見て取れる。

これを受けて同社は、現中期経営計画における水使用量に関する目標を、2027年度2,989,957m³（2024年度実績対比50,641m³の増加計画）とした。一方で、原単位（売上高当たりの取水量）は2027年度には0.98m³/百万円まで削減を進めていくとしている。総量ベースでは増加目標となっているものの、原単位ベースでは2024年度実績（1.43m³/百万円）と比較して削減を進めていく目標となっており、目標改定は違和感ないものと三井住友信託銀行は考えている。また、同社グループの取水量は他の不動産企業と比べて少ないものの、同社グループの事業には、水を多く使用する製造業やバイオマス発電、建設工事を含んでおり、事業特性上、水使用量削減の取り組みは重要であると同行は捉えている。そこで本テーマでは、同行は、水使用量の総量に加え、原単位（売上高当たりの取水量）をモニタリングしていく。

¹⁷ 幅55mm、厚さ9mmの木材を斜め45度、X-Y方向151mmピッチで貼り重ねた、斜め格子状の建築用パネル。壁倍率2.5と5.0の「構造用耐力面材」、住宅性能表示の劣化対策等級4（最高等級）を確保するための「通気層」、外壁モルタル塗りの「下地板」としての機能を併せ持つ。

図表 21 水使用量及び水使用量原単位


出典：同社開示資料及びヒアリング内容を基に三井住友信託銀行作成

ii)目標達成に向けた取り組み

同社は、現中期経営計画において、2025 年度に原単位を 1.22 m³/百万円（総量は 2,971,001t に抑制）、2026 年度に 1.09 m³/百万円（総量 2,972,632t）、2027 年度に 0.98 m³/百万円（総量 2,989,957t）とする計画を掲げている。

同社では、水使用量の多い連結子会社 8 社を重点管理会社と位置付け、まず、国内の 5 社で水使用に関するリスクアセスメントと水不足になった場合の具体的な対応策をまとめている。また、水使用量が多い海外 3 社では水使用の実態把握から開始している。特に、水使用量が最も多いインドネシアの製造工場クタイ・ティンバー・インドネシアでは、2025 年より、現状把握のために流量計を設置し、原因を明らかにした上で、水使用量の削減に取り組んでいくとしている。

国内 5 社の取り組みとして、例えば、紋別バイオマス発電株式会社においては、渇水による給水停止や給水制限が行われた場合は、それに合わせた操業を行い、海水の利用を検討することにしている。また、合成樹脂接着剤などを製造している住友林業クレスト株式会社伊万里工場においては、工程別に対策をまとめており、ボイラーや、最低限の稼働に留めることによる使用水を抑制し、釜洗浄については生産量の調整を通じた使用釜数削減により浄水を抑制、排水希釈では雨水の回収を強化、製品原料水は生産量の調整を実施やローリー車等による水の緊急運搬を実施するとしている。その他、ゴルフ場である河之北開発株式会社、介護サービスを提供するスマリンケアライフ株式会社及びスマリンフィルケア株式会社においてもその用途に合った具体的な対策を事前にまとめている。

そして、水使用量の削減を進めるべく、住友林業クレスト株式会社伊万里工場では、工場排水の再利用や排水の生物処理、雨水の利用率向上を進めている。バイオマス発電事業においても、紋別バイオマス発電株式会社において生産活動における水資源使用量の削減を活動目標に設定し、水使用量の把握・管理を強化している。

なお、同社では自社だけでなく、サプライチェーンにおける水使用量削減にも努めている。住宅施工現場における協力会社の水使用量の把握や、新築戸建注文住宅における節水型のトイレやシャワー、水栓などを標準搭載メニュー化するなど、ユーザーの節水意識の向上とそれに応える商品ラインナップに努めている。

(3) ウッドサイクルを通じた脱炭素社会実現への貢献

ポジティブ・インパクトの増大/ネガティブ・インパクトの低減	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「7.エネルギー」「13.気候変動」

SDGs ターゲット	7.2, 7.3, 13.1
インパクトエリア／トピック	
ポジティブ・インパクト：「エネルギー」「住居」「気候の安定性」 ネガティブ・インパクト：「気候の安定性」「資源強度」	
本テーマが創出するインパクト	
ウッドサイクルを通じた脱炭素社会実現への貢献	
対応方針、目標及び指標（KPI）	
対応方針（a）	CO2 吸収・固定量の増加
目標	ア. 2027 年度に社有林の CO2 固定量合算値を 13,837 千 t-CO2 とする イ. 2027 年度に海外植林会社の生産林による CO2 固定量合算値を 10,133 千 t-CO2 とする
指標（KPI）	ア. 社有林の CO2 固定量合算値 イ. 海外植林会社の生産林による CO2 固定量合算値
対応方針（b）	CO2 排出量の削減
目標	ア. 2030 年温室効果ガス排出量（スコープ 1・2）を 2021 年比 42.0% 減とする イ. 2030 年温室効果ガス排出量原単位（スコープ 3 カテゴリー 1 及び 11 合計）を 2021 年比 51.6% 減とする
指標（KPI）	ア. 温室効果ガス排出量削減率（スコープ 1・2）（%） イ. 温室効果ガス排出量原単位削減率（スコープ 3 カテゴリー 1 及び 11）（%）
対応方針（c）	再生可能エネルギーへの切り替え
目標	2040 年までに自社グループの事業活動で使用する電力量を 100% 再生可能エネルギーにする
指標（KPI）	自社グループの事業活動で使用する電力に占める再生可能エネルギー比率（%）
対応方針（d）	ZEH ¹⁸ の推進
目標	2027 年度に新築戸建注文住宅における ZEH 受注比率を 85% とする
指標（KPI）	新築戸建注文住宅における ZEH 受注比率（%）

(a)CO2 吸収・固定量の増加

i) 対応方針と目標に対する評価

木は、生産における CO2 排出が少ないだけでなく、成長の過程で CO2 を吸収・固定する。カーボンニュートラルを目指す社会において、同社グループは国内外に森林を保有しており、その活用による気候変動の緩和への貢献が期待される。そこで同社ではマテリアリティに「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現¹⁸を掲げ、自社の二酸化炭素の排出を削減するとともに、炭素を吸収・固定した「木」を届けること、また低炭素・脱炭素商品・サービスを提供することで、社会の脱炭素化に貢献していくとしている。

CO2 を固定する方法は主に以下の 3 つに分類¹⁹され、森林による CO2 固定は生物学的な固定法にあたる。

- ・物理化学的な固定法（固定発生源に対して適用される排ガスからの分離・回収技術等）
- ・生物学的な固定法
- ・地中貯留、海洋隔離

¹⁸ Nearly ZEH、狭小ZEH Oriented、多雪 ZEH Oriented を含む。

¹⁹ 出典：国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ

植物は光合成を利用して大気中の CO₂ を固定するため、植物による CO₂ 固定推進に向けては植林や緑化の活動が行われてきた。その他、劣化した森林の再生や、森林火災の防止を目的とした森林管理の改善、成長の早い優良樹の選抜や土壤改良技術などによって、CO₂ の固定量を増加させることが可能であると言われている。

同社では、持続可能な森林経営の施策として、適切に環境管理された施設栽培型の苗木を生産・保有林に植栽する取り組みや、育林のための適正な管理の実施、伐採後の再植林の徹底などを行ってきた。この結果、2024 年度末における同社グループの国内社有林のカーボンストック²⁰は、1,405 万 t-CO₂、海外植林地のカーボンストックは 5,152 万 t-CO₂ にのぼる。同社は現在国内社有林及び海外植林会社の生産林による CO₂ 固定量について数値目標を設定し CO₂ 固定量増加を推進している。そこで本テーマでは、三井住友信託銀行は、国内社有林における CO₂ 固定量及び海外植林会社の生産林による CO₂ 固定量を KPI としてモニタリングしていく。同社の 2024 年度末時点における森林保有面積は約 28.8 万 ha（国内約 4.8 万 ha、海外約 24 万 ha）に上る。よって同社が CO₂ 固定量を増加させる取り組みは、社会全体に大きなインパクトを与える、重要なものである。

現中期経営計画において、国内社有林・海外植林会社の生産林共に目標を引き上げる改定を実施しており、今後の進捗を注視していく。なお、KPI を「ア.国内社有林における CO₂ 固定量」から「ア.社有林における CO₂ 固定量合算値」に変更し、「イ.海外植林会社の生産林による炭素固定量」から「イ.海外植林会社の生産林による CO₂ 固定量合算値」に変更しているが、「ア.社有林における CO₂ 固定量合算値」においては引き続き国内社有林を計測範囲としており、「イ.海外植林会社の生産林による CO₂ 固定量合算値」は従前より炭素固定量ではなく CO₂ 固定量を測定していたことから、いずれも計測範囲に変更は生じないことを確認した。

ii) 目標達成に向けた取り組み

同社では、持続可能な森林経営によって CO₂ 固定量の増加を進めている。

日本では近年、全国各地でスギ・ヒノキなどの人工林の荒廃が懸念されており、日本政府は 2025 年までに木材自給率をおおむね 50%まで高めることを目標にしている。これを踏まえ、同社は、経営森林面積の拡大のような自社保有林の管理だけでなく、人口減少下における日本の林業の活性化に向け、スマート林業²¹の導入、早生樹の増殖や植林・育林技術の開発、コンテナ苗木事業の拡大、ICT を活用したソリューションビジネスの推進を実施している。

上記の取り組みの結果、2027 年度 CO₂ 固定量を 13,837 千 t-CO₂ とする目標は、2024 年度(13,837 千 t-CO₂)に達成している。

一方で、日本全体においては、森林の高齢化（吸収量の多い若い森林の減少）、及び国産材供給量増加に伴う伐採增加の影響等を受けて、2003～2004 年頃をピークに「森林吸収量」は漸減傾向となっている。終戦直後や高度経済成長期に伐採跡地に造林され主伐期である 50 年生を超えて本格的な利用期を迎えている森林が多い中、若い人工林は 1966 年と比べ非常に少ない状況にあることから、今後の更なる CO₂ 固定の減少が危惧されている²²。

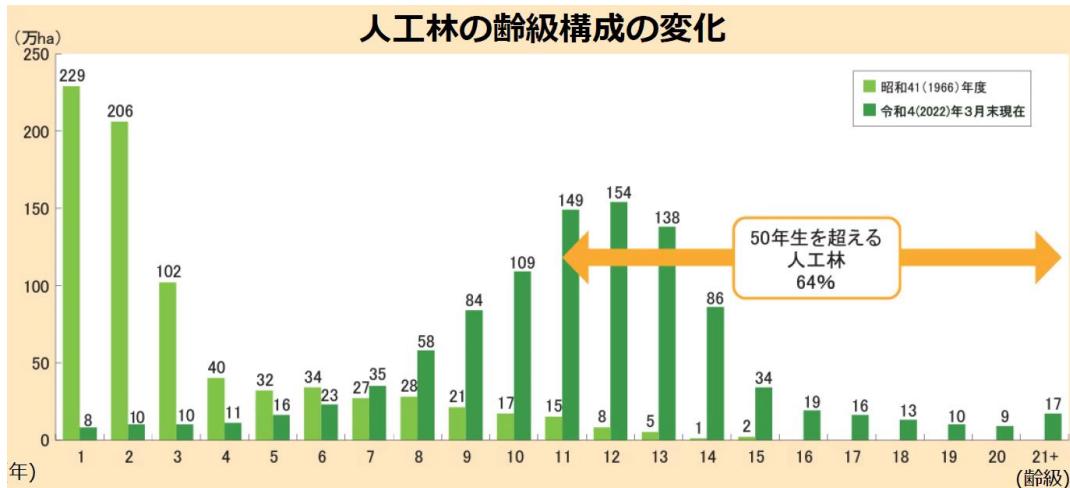
²⁰ カーボンストックの計算式は以下の通り。

森林 1ha 当たりの幹材積×バイオマス拡大係数×(1+地上部に対する地下部の比率)×容積密度×炭素含有率×CO₂ 換算係数
幹材積や拡大係数などのパラメータは、国内森林、WSL、MTI は自社プロットデータに基づいており、OBT、TPF は各国の標準値等を参照している。なお、海外森林の保護林のうち、川、湖、道路等の非森林や蓄積が少ないエリア、WSL、MTI の劣化林等については、炭素固定量をゼロとしている。

²¹ ICT 等の先端技術を現場レベルで活用した、効率化・省力化された林業。

²² 出典：環境省 地球環境局 | 森林吸収源について（令和 6 年 10 月）

図表 22 人工林の齢級構成の変化



出典：環境省 地球環境局 | 森林吸収源について（令和 6 年 10 月）

よって、CO₂ 固定量は適切な森林管理なくして維持できるものではなく、同社は既に 2027 年度目標を達成している状況ではあるものの、今後も持続可能な森林経営を継続することで CO₂ 固定量の維持が可能になると三井住友信託銀行は考えている。

また、海外植林会社の生産林においては、現在の固定量を減少させないのみならず、2027 年度目標まで更に 596 千 t-CO₂ の増加が必要である。これに対し同社は、達成に向けて引き続き「産業植林」「環境植林」「社会林業」の 3 つのアプローチで植林事業を展開していくとしている。

- ▶ 「産業植林」：管理する土地のゾーニング（区分）することで、生態系の保全と植林事業による地域社会の発展を両立する事業を目指している。
- ▶ 「環境植林」：そのままでは森林の成立が難しい土地で積極的に植林することで、森林面積の拡大や森林が持つ生態系サービスの機能発揮による環境保全への貢献を目指している。
- ▶ 「社会林業」：周辺地域住民の協力を得ながら、地域社会にも植林による経済効果がもたらされる森林経営に取り組んでいる。

同社は今後、このような持続可能な森林経営と建築における木造化・木質化のような木の利活用の提案を掛け合わせることで、社会全体の脱炭素化に貢献していくとしている。

(b)CO₂ 排出量の削減

i) 対応方針と目標に対する評価

前述のとおり、同社はマテリアリティに「森」と「木」を活かしたカーボンニュートラルの実現」を掲げ、自社の二酸化炭素の排出を削減するとともに、炭素を吸收・固定した「木」を届けること、また低炭素・脱炭素商品・サービスを提供することで、社会の脱炭素化に貢献するとしている。そこで同社はグループ全体での温室効果ガス削減目標（スコープ 1・2・3）を策定し、2018 年 7 月に SBT（Science Based Targets）の 2°C 目標の認定を取得した。その後、脱炭素の取り組みを加速させ 2050 年ネットゼロを達成すべく、1.5°C 目標に準ずる目標に引き上げ、2030 年までの移行計画を策定した。そして 2024 年 11 月には最新の SBT ガイダンスに沿った短期・長期削減目標を再設定し、ネットゼロ目標・短期目標・FLAG（森林・土地及び農業）目標について改めて SBT 認定を取得した。

同社のスコープ 1・2 の短期目標（年 4.7% 削減）は SBT 目標（年率 4.2% 削減）を超える目標であり、意欲的な目標であると三井住友信託銀行は考えている。

また、同社の温室効果ガスの排出量のうち約 98.6%を占めるスコープ 3 のうち 91.2%は、カテゴリー1（購入した製品・サービス）及びカテゴリー11（販売し戸建住宅の居住時の排出）であり、同社が目指すネットゼロ 2050に向けて取り組むうえでスコープ 3（カテゴリー1・11）の削減推進は極めて重大なウェイトを占めている。スコープ 3 の短期目標については、2024 年度の SBT 認定取得に際して、KPI を総量から原単位に改定すると共に、削減目標を 16%から 51.6%に改定した。これは、同社は 2030 年までに戸建て住宅を米国で 23,000 戸、豪州で 10,000 戸まで増加（2024 年度実績対比倍増）させる目標を掲げており、総量目標の設定が非現実的であるとの同社判断による。目標数値に関しては SBT 目標（年率 2.5%削減）を大きく超える目標であり、また、2024 年度時点では 2021 年度比約 3.6%の減少にとどまることから、本目標は野心的な目標であると三井住友信託銀行は考えている。

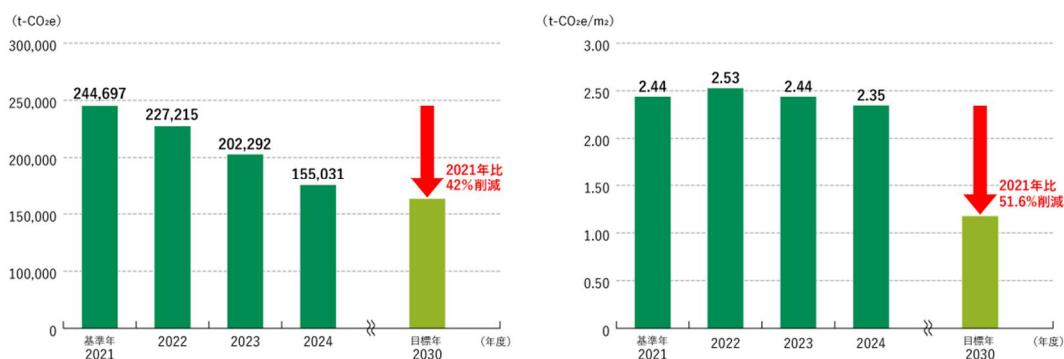
そこで本テーマでは、同行は、温室効果ガスの排出量（スコープ 1・2（総量）、スコープ 3 カテゴリー1・11（原単位））をモニタリングしていく。

図表 23 温室効果ガス排出量削減目標

住友林業グループの SBT	
ネットゼロ目標	
● Scope1+2 削減目標	：2050 年までに 2021 年比 90%削減（総量）
● Scope3 削減目標	：2050 年までに 2021 年比 97%削減（販売する住宅の延床面積あたり排出原単位） 【削減対象カテゴリー：1・4・11】
● 残余排出量を中和することでネット排出量をゼロにする。	
短期目標	
● Scope1+2 削減目標	：2030 年までに 2021 年比 42%削減（総量）
● Scope3 削減目標	：2030 年までに 2021 年比 51.6%削減（販売する住宅の延床面積あたり排出原単位） 【削減対象カテゴリー：1・11】
FLAG セクター目標	
● FLAG セクターガイダンスに則り、SBT イニシアチブが求める「2025 年 12 月 31 日を最終日とし、デフォorestーションを停止する宣言」に署名。	

出典：同社ホームページ

図表 24 SBT 進捗推移（左：スコープ 1・2、右：スコープ 3（カテゴリー1+11）/販売する住宅の延床面積）



出典：同社ホームページ

ii)目標達成に向けた取り組み

温室効果ガス排出量削減に向けては、グループ全体の目標に加え、グループ内の各社・各部門で温室効果ガス削減目標を設定し、年度ごとに策定する数値目標に従って削減を進めている。また、グループ全体で目標達成に取り組んでいくために、インターナルカーボンプライシングの導入も検討するなど、日本国内外のサプライチェーン全体で脱炭素に取り組んでいくことを三井住友信託銀行は確認した。

● スコープ1・2について

2030年に向けては下表の移行計画を定めている。スコープ1・2に関する目標達成に向けた施策のうち最も大きな削減効果が期待されている削減方法が電力の再生可能エネルギー化である。なお、スコープ1・2削減策の重要なパートを占める再生可能エネルギー化への取り組みについては、対応方針(c)で述べる。

● スコープ3について

同社グループのカテゴリー1削減施策は以下の通り。

- ・ステップ①：カテゴリー1排出量の算定方法を確立するためのデータ整備

カテゴリー1排出量の算定を実行する為、仕入先リスト、購入している製品・サービス量の把握

- ・ステップ②：カテゴリー1排出量が大きい製品・サービスの特定

購入している製品・サービスの内、温室効果ガス排出量の大きい製品・サービスの特定

- ・ステップ③：カテゴリー1排出量の削減方法の検討

特に排出量の大きい製品について、EPD ジェネレーター²³を活用するなど製品ごとの排出係数の算定を促進するとともに、該当製品を積極的に活用していく計画の策定

また、カテゴリー11については、前述した脱炭素設計のスタンダード化を進めることで削減を目指しており、ZEH、ZEB、LCCM住宅、ネットゼロカーボンビルの普及と脱炭素設計(One Click LCA²⁴×EPD²⁵)の確立によって、他社・他者の脱炭素化に貢献していくとしている。これまで、米国、豪州、英国で中大規模木造建築プロジェクトに参画しており、2023年10月、豪州メルボルンで15階建て一部RC造の木造オフィスビルが竣工、米国でも木造7階建てオフィスが竣工した。さらに、今後英国でも木造オフィスビルが竣工予定となっている。なお、スコープ3削減策の重要なパートを占めるZEH推進の取り組みについては、対応方針(d)で述べる。

図表25 2030年目標(スコープ1・2/2030年2017年比▲54.6%)達成と
カーボンニュートラルへの道筋(概要版)

項目名	施策(温室効果ガス削減アイテム)	温室効果ガス排出量削減率	損益への影響※1 (百万円/年)	項目名
2021年比 ▲42% へ向けた 施策	電力の再生可能エネルギー化(RE100)：ニュージーランドを除く	▲36.6%	▲51	損益影響は、全てを再エネ証書で調達した場合(時期や必要数量等により、価格は変動)
	優先順位① 太陽光発電設備の導入			PPAモデルを含め、自社施設への設置
	優先順位② RE100適合電力の購入			日本国内は、スミンでんきの調達
	優先順位③ 再エネ証書の購入			
	紋別バイオマス発電石炭混焼率削減(10%～0%)	▲25.0%	▲17	
	社有車(国内)への電気自動車導入(RE100対応電力による)	▲5.0%	321	損益影響は、電力消費量増加とガソリン・軽油削減の差のみ。車両価格上昇、充電設備の設置費用は除く。
	営業持込車両(国内)への電気自動車導入(RE100対応電力による)	▲0.5%	35	日本政府目標「2035年までに新車販売で電動車100%を実現する」のため、2030年の導入割合を30%と仮定。
	小計	▲67.1%	35	
2030年目標達成に向けたあるいは カーボンニュートラルに向けた追加施策	紋別バイオマス発電石炭混焼率削減(10%～0%)：追加削減	▲13.6%		
	電力以外のエネルギーの電化(RE100対応電力など)	▲12.8%		
	製造工場等 設備・重機・船舶・ボイラー・バックアップ電源など	▲4.3%		
	営業持込車両への電気自動車導入 100%	▲1.1%		
	オフィス・展示場の暖房、研究所の実験など	▲1.5%		
	社有車(海外)への電気自動車導入	▲3.0%		
	介護施設での都市ガスの使用	▲1.0%		

²³ ISO 準拠の環境認証ラベルである環境製品宣言(EPD)取得のための、原材料調達から廃棄に至るまでの製品の全ライフサイクルのCO2排出量を簡単に“見える化”するソフトウェア。

²⁴ 建物を建てるときのCO2排出量を“見える化”するソフト。

²⁵ 定量的環境データを第三者機関が評価・認証した環境ラベル。

森林事業 重機、モーター、ボート、発電用燃料など	▲1.6%		
バイオマス発電／バイオマス発電起動時	▲0.2%		
バイオマス発電／木質燃料(一酸化二窒素・メタン)	▲0.7%		BECCS ^{※2} を使った新規クレジット創出、森林等によるオフセット等を検討
製造部／バイオマスボイラー等 (一酸化二窒素・メタン)	▲1.3%		同上
ニュージーランド(国)の電力 RE100 化	▲4.6%		目標：2035 年達成
業績・事業拡大分			事業内容(排出内容)、規模(排出量)等、諸条件不明のため、原則、事業本部単位で増加分は吸収する。
社内排出権取引			事業本部単位の SBT ラインの達成状況による排出権取引を必要に応じて、検討。
小計	▲33.0%		
合計	▲100%		

※1 中期経営計画で定めた 2030 年度の目標値達成に向け、同社で策定した移行計画

※2 損益への影響は、人件費やその他の間接的経費を除く

※3 Bloomberg with Carbon Capture and Storage。バイオマス燃料の使用時に排出された CO2 を回収して地中に貯留する技術

出典：同社ホームページ

(c)再生可能エネルギーへの切り替え

i)対応方針と目標に対する評価

前述の通り、同社の CO₂ 排出量スコープ 1・2 削減計画うち最も大きな削減効果が期待されている削減方法が電力の再生可能エネルギー化である。同社グループは 2020 年 3 月に RE100²⁶に加盟し、2040 年までに使用電力の 100%を再生可能エネルギーに切り替えることを目標としている。

同社グループはこれまで、前中期経営計画期間の最終年である 2024 年度までに 35.1%を目指して取り組みを推進してきた結果、2024 年度は 41.4%を達成した。一方で、国内外において調達から製造・管理など多様な事業を開拓していること、今後の事業拡大計画を踏まえると、2040 年 100%の目標達成に向けては今後より一層の取り組み強化が必要な目標であると三井住友信託銀行は考えている。

よって、本テーマでは、三井住友信託銀行は、事業活動において使用する電力の再生可能エネルギー比率をモニタリングしていく。

ii)目標達成に向けた取り組み

同社グループは、事業活動において使用する電力を 100%再生可能エネルギーにするために、2019 年より開始した「スマリンでんき」の活用や、国内外の工場で太陽光発電システム導入などを進めていくとしている。また、将来的には各国の制度を活用した多様な調達方法を検討しながら、再生可能エネルギー比率 100%を目指している。

同社は、「住友林業の家」のオーナー及び住友林業ホームテック株式会社で太陽光発電を搭載したオーナーを対象に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）による買取期間が満了する住宅用太陽光発電の余剰電力買取と電力供給の代理販売サービスを行う「スマリンでんき」のサービスを 2019 年 11 月から開始した。この「スマリンでんき」を同社グループの国内電力に充当していくとしている。

また、「スマリンでんき」によりオーナーから購入した太陽光発電余剰電力を同社の事務所や展示場等で活用することで、再生可能エネルギーへの切り替えを進めており、2023 年 12 月時点における契約件数は 4,891 件で、2022 年度から 1,830 件増加した。また、2023 年より、全国の展示場と一部営業所に、オーナーから購入した再生可能エネルギー電力の供給することで再生可能エネルギーを推進しており、今後、オーナーへの普及をさらに加速させ、再生可能エネルギーの供給を拡大する方針である。

(d)ZEH の推進

i)対応方針と目標に対する評価

日本政府は、2021 年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」や「第 6 次エネルギー基本計画」等において、「2030 年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも 2030 年度までに実施することや「2050 年に住宅・建築物のストック平均で ZEH・ZEB 基準の水準の省エネルギー性能が確保されることを目指す」という政策目標を打ち出した。

同社は以前より、再生可能な自然資源であり、成長の過程で CO₂ を吸収・固定する「木」を主要構造材に使用するとともに、風や太陽など自然の恵みを活かす独自の設計手法「涼温房（りょうおんぼう）」を取り入れ、一年を通して快適に暮らせる住まいを提供してきた。こうした「木の特性・自然の恵み」を活かすノウハウと、断熱性能の向上や省エネ設備の導入など「エネルギー消費量を減らす」技術、創エネ・蓄エネ機器や HEMS²⁷など「エ

²⁶ 国際的な環境 NGO である「The Climate Group」と「CDP」が連携して運営する国際イニシアティブ。なお、このイニシアティブが推進する電力の再生可能エネルギー比率を 100%にすることも RE100 と呼ばれる。

²⁷ Home Energy Management System の略。発電量や電気使用量を“見える化”する家庭用エネルギー管理システム。

エネルギーを賢く活かす」技術を融合し、家庭内のエネルギー効率を高めることで、居住時の CO₂ 排出量の削減を図っている。

なお、同社が環境配慮型の物件を提供することは、住宅の居住時だけでなく、建築工程における環境負荷低減にも貢献している。同社は 1975 年から木造注文住宅事業を開始し、ウッドチェンジを推進してきた。鉄やコンクリートに比べ製造時の CO₂ 排出が少なく、解体時にも再利用しやすい木材を活用することで、建築のライフサイクル全体で環境負荷を抑制している。また、建築現場で発生する木くずや住宅の解体現場から出る廃木材をチップ化し、木質バイオマス発電所の燃料として供給する取り組みも進めている。このように、同社は住宅の提供を通じて、資源循環と脱炭素の両面で社会全体に貢献している。現中期経営計画では、新築戸建注文住宅における ZEH 受注比率を、2027 年度までに 85%とする目標を掲げている。ZEH は、高効率な設備による省エネルギー効果があるだけでなく、高気密・高断熱な材料の使用による快適な室内空間を提供し、更に太陽光発電や燃料電池でエネルギーをつくることで、年間で消費する住宅のエネルギー消費量が正味（ネット）でおおむねゼロ以下になる住宅である。つまり ZEH を増加させることは、CO₂ 排出量の削減だけでなく、創エネルギーやエネルギー消費抑制というインパクトにもつながる。

ZEH 受注比率向上の目標は、2024 年度時点で 79.3%まで進捗しているが、2022 年度は 77.2%、2023 年度は 79.7%と、維持も容易ではない指標であることがわかる。また、2027 年目標を達成するためには、2025 年度～2027 年度で合計 21,076 棟の ZEH 住宅（同社住宅事業の 2024 年度の国内販売引渡し棟数は ZEH 住宅以外を含め 7,551 棟）を受注する必要があることからも、目標を達成するためには引き続きの努力が必要であると言える。そこで、本テーマでは、三井住友信託銀行は、ZEH 受注比率の KPI についてもモニタリングしていく。

ii) 目標達成に向けた取り組み

同社は現中期経営計画において、本 KPI に関して 2025 年度に 83% (6,880 棟)、2026 年度に 84% (7,056 棟)、2027 年度に 85% (7,140 棟) の計画を掲げている。

ZEH 受注比率の向上に向けては、①ライフサイクルコスト (LCC) の訴求・提案や、②脱炭素設計のスタンダード化として、新築住宅において、建物や開口部のさらなる断熱性能の強化、③太陽光発電システムの搭載を基本仕様とすることで、ZEH の普及を目指している。

同社の独自の技術である BF 構法と ZEH を組み合わせることにより、「10 年、20 年、30 年とコストを抑えて賢く暮らし続けられる」「1 年間快適な室温の中で健康的な暮らしができる」「もしもの時も自宅で避難生活ができる安心感がある」といったメリットを提供することで、快適かつ環境にやさしい住宅を提供していくことを三井住友信託銀行は期待している。

同社グループでは、ZEH に加え、BF 構法や LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）²⁸住宅、ZEB を推進し、環境配慮型住宅の販売拡大、脱炭素設計のスタンダード化の推進を通じて、持続可能な社会の実現に貢献していくとしている。

また、このようなビジネスと環境の関わりを的確に説明できる力をつけるために「eco 検定」の取得を推奨しており、2024 年度取得率は同社単体で 73.3%に上るなど、社内での啓発にも積極的に取り組んでいる。

²⁸ 建設時、居住時、解体時の省 CO₂ および再生可能エネルギー創出により、建設時も含め建物のライフサイクル全体での CO₂ 収支をマイナスにする住宅のこと。

図表 26 ZEH×BF構法が生み出すメリット

ZEH	ZEH×BF構法	メリット
経済性 光熱費の削減	×	LS30 ^{*2} 仕様でメンテナンス費削減 ● 10年、20年、30年とコストを抑えて 賃く暮らし続けられる
健康 高い断熱性能	×	鉄よりも優れた木の断熱性 心と身体にやさしい木の空間 ● 1年間快適な室温の中で健康的な暮らしが できる
防災 太陽光発電システム	×	シェルター級 ^{*3} の耐震性 生活用水の確保 ● もしもの時も自宅で避難生活ができる 安心感がある

※2 建物外装は新築から30年間メンテナンス不要な高耐候「LS（ロングサポート）30」仕様、屋根と外壁の劣化を防ぎ、メンテナンスにかかる手間とコストを軽減。
 ※3 防災拠点同等の耐震性能（耐震等級3同等）。

出典：統合報告書 2024

(4) サプライチェーンに関わる全ての人への配慮

ポジティブ・インパクトの増大/ネガティブ・インパクトの低減	
SDGs との関連性	
SDGs 目標	「3.保健」「5. ジェンダー」「8. 経済成長と雇用」「10. 不平等」「11.持続可能な都市」
SDGs ターゲット	3.9, 5.1, 5.5, 8.5, 8.7, 8.8, 10.2, 10.3, 11.3, 11.a
インパクトエリア／トピック	
ポジティブ・インパクト：「健康及び安全性」「住居」「雇用」 ネガティブ・インパクト：「現代奴隸」「児童労働」「健康及び安全性」「文化と伝統」「賃金」「ジェンダー平等」「民族・人種平等」「その他の社会的弱者」	
本テーマが創出するインパクト	
<ul style="list-style-type: none"> ・「より長く住みたい、快適な住宅」の提供によるウェルビーイング実現への貢献 ・人権尊重と健全な職場の実現 	
対応方針、目標及び指標 (KPI)	
対応方針 (a)	顧客満足度の向上
目標	入居時アンケートを 2027 年度に 58.0pt とする
指標 (KPI)	入居時アンケート（単体 NPS ²⁹ 値）(pt)
対応方針 (b)	苦情処理体制の構築・継続運用
目標	ア. グリーバンスマカニズム構築範囲の拡大 イ. グリーバンスマカニズムの適切な運用
指標 (KPI)	ア. グリーバンスマカニズム構築範囲（国・子会社異数） イ. グリーバンスマカニズムへの通報時の対応
対応方針 (c)	女性の活躍推進
目標	2030 年までに役員に占める女性の割合を 30% にする
指標 (KPI)	役員に占める女性の割合（同社単体）(%)
対応方針 (d)	労働災害の原因追求・再発防止
目標	2027 年度の全事業分野における総労働災害件数を 21 件以下とする
指標 (KPI)	全事業分野における総労働災害件数（休業 1 日以上）(件)

(a)顧客満足度の向上

i)対応方針と目標に対する評価

現在世界では、差別や貧困などの人権問題、気候変動による災害の激甚化など様々な社会課題が顕在化する中、幸福や健康を中心とした社会へと転換することが求められており、世界経済フォーラム (WEF) 会長のクラウス・シュワブ氏も、2021 年のダボス会議において、世界の経済社会システムを再考し人々の幸福を中心に据えたまったく新しい基盤を構築することの必要性を唱えている。日本政府は 2021 年、「Well-being」に関する関係省庁連絡会議」を設置し、「GDP のような経済統計に加え、社会の豊かさや人々の生活の質、満足度等に注目していくことは極めて有意義」だとして、政府の基本計画にウェルビーイングに関する KPI を設定することを決定した。

ウェルビーイングの考え方は急速に広まり、ユーザー個々人の幸福や健康が価値判断において重要視されるようになった。そこで同社グループは、社会の変化に伴って多様化した顧客ニーズに的確に対応していくことが、

²⁹ NPS (ネットプロモータースコア)。顧客ロイヤリティー（企業がブランドに対する「信頼」や「価値」の度合い）を測る新しい指標。

企業にとって重要と考え、行動指針に「お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供します」を掲げた。更にマテリアリティに「広く社会に快適でぬくもりある空間の提供」を掲げ、新築戸建やリフォームを中心とした顧客それぞれに対して、安心、安全、快適性やぬくもりを感じられる品質の高い商品を提供することに注力することで、顧客満足度の向上に努めていくとしている。

同社では、注文住宅を販売した顧客に対して入居時、2年目、10年目の3回にわたってアンケートを実施しており、2024年度のアンケートの満足度は、入居時97.2%、2年目97.1%となっている。また、同社ではさらなる満足度向上を目的とし、住宅業界では先駆けとなるNPS（ネット・プロモーター・スコア）を採用しているため、企業やブランドに対する「信頼」や「愛着」の度合いを確認することができる。

同社の住宅事業では「より長く住みたい、快適な住宅」を提供することを目指しており、同社の戸建注文住宅は、顧客の希望をヒアリングし、要望に合わせて設計することで、最適な暮らしの提供を目指している。それに加え、商品開発にあたっては耐久性、耐震・耐火・断熱性能、ユニバーサルデザインなど、様々な面から住宅の性能向上を追求している。

同社が今以上に顧客満足度を高めるためには、NPS調査分析により顧客の声を活かし、多様なニーズに応えられるような住宅の性能向上をすることなどが考えられる。このような取り組みは注文住宅を提供する同社ならではの取り組みであり、顧客のウェルビーイング（安全性や心身の健康）を向上させることにつながる社会的意義の高い取り組みであると三井住友信託銀行は捉えている。また、同社は日本有数の住宅メーカーであり、同社が入居時アンケートのスコアを向上させるとする目標は、社会的なインパクトの大きい重要なものと三井住友信託銀行は考えている。

そこで本テーマでは、三井住友信託銀行は、入居時アンケートのNPSスコアをKPIに設定しモニタリングしていく。本KPIについて同社は2025年度に56.0pt、2026年度に57.0pt、2027年度に58.0ptとする計画を掲げているが、2024年度実績は56.9ptと、目標を上回るペースで進捗している。但し、入居時アンケートのスコアは、九州エリアは入居時アンケートが高ポイント、中国・四国エリアは「定期点検時の対応」の満足度割合が高い結果となり、地域により評価に差が出るなど、同社の細やかな取り組みによって変動する指標である。よって本KPIは引き続きの努力を必要とする指標であること、前述の通り社会的インパクトの大きい指標であることを踏まえて、三井住友信託銀行は、本KPIをモニタリングしていく。

ii)目標達成に向けた取り組み

前述の通り、同社は現中期経営計画において、2025年度に56.0pt、2026年度に57.0pt、2027年度に58.0ptと毎年スコアを増加させる計画を掲げている。

従前、毎月実施の満足度ワーキンググループを通じて、満足の割合が低い項目についての対策を関連部署へ共有し続けることで満足度向上を実現しており、引き続きワーキンググループによる取り組みを進めていく方針である。また、コールセンターの設置や情報発信、展示会やイベントなどを通じてステークホルダーとのエンゲージメントを深め、安全で高品質な製品・サービスの提供、適時・適切な情報開示と説明責任、コミュニケーション等を通じた要望やニーズの把握と満足度の向上を目指すとしている。

図表27 ステークホルダーエンゲージメント（顧客）

主な責任	コミュニケーション方法
<ul style="list-style-type: none"> • 安全で高品質な製品・サービスの提供 • 適時・適切な情報開示と説明責任 • コミュニケーション等を通じたご要望やニーズの把握と満足度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> • 住友林業コールセンター • お客様満足度調査 • ホームページやメディア、情報発信誌等 • 展示会や各種イベント等

出典：同社ホームページ

(b) 苦情処理体制の構築・継続運用

i) 対応方針と目標に対する評価

森林事業を営む地域は国内外とも、大都市圏から離れておりそれぞれの国の中でも経済的、文化的な格差が見られることが多く、特に発展途上国においては、道路・病院・学校・市場などのインフラすら整っていないこともあると同社は認識している。

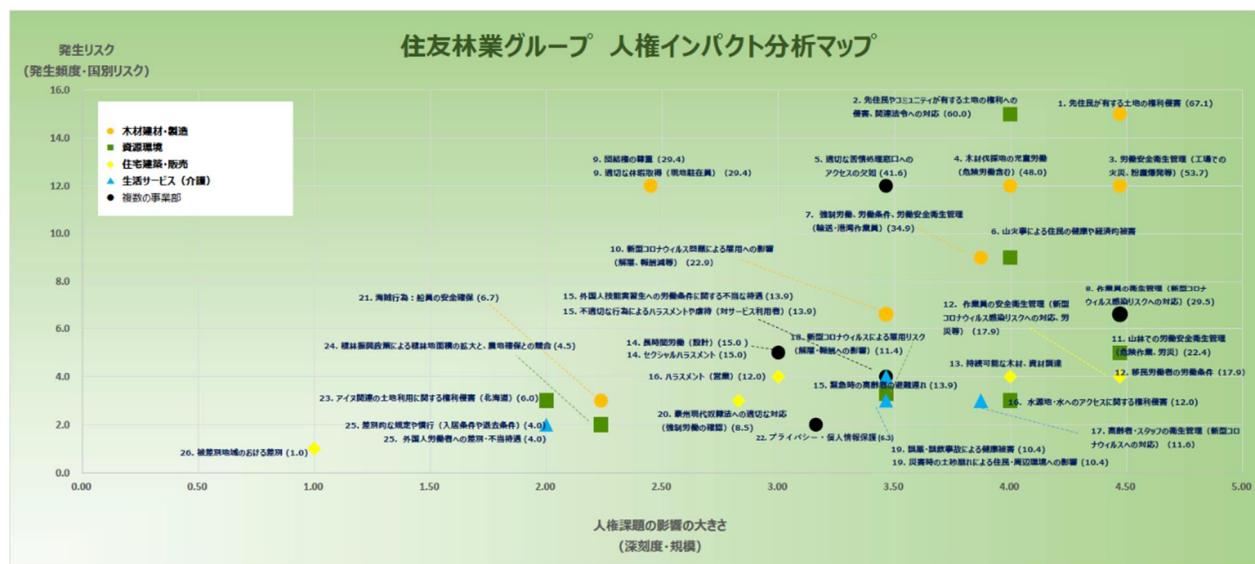
同社グループは、特に発展途上国における森林事業では、地域人材採用推進による雇用増大を図るほか、それぞれの地域で求められる社会インフラの整備にも積極的に貢献し、日本の地方圏においては、地域のステークホルダーとの対話を重視しながら地方創生に寄与する事業を展開していく方針である。

また、同社は人権問題への取り組みを強化しており、国際規範を基にした「住友林業グループ倫理規範」や「住友林業グループ人権方針」において、人間尊重と健全な職場の実現を掲げ、人権尊重と人権侵害を容認しない方針を取っている。また、ビジネスパートナーに対してもこの内容を含む方針の浸透を図り、人権デュー・ディリジェンスやサステナビリティ実態調査の実施、責任ある資材調達活動のような人権リスクへの対応を通じ、人権リスクの把握と低減に努めている。

更に、人権デュー・ディリジェンスの取り組みを強化すべく、同社グループでは事業本部ごとにバリューチェーン上のステークホルダーにおけるリスクを人権課題の影響の大きさ（深刻度・規模）と発生リスク（発生頻度・国別リスク）の2軸でマッピングを行い、インパクトを分析している。分析の結果リスク区分によりリスク緩和措置が必要と認められる対象サプライヤーに対しては、ヒアリングや現地調査を実施するなどして対応している。

なお、リスクのマッピングの結果作成された「住友林業グループ 人権インパクト分析マップ」では、「先住民が有する土地の権利侵害」のような現地住民の人権保護から、「木材伐採地の児童労働（危険労働を含む）」や「強制労働・労働条件・労働安全衛生管理（輸送・湾岸作業員）」、「外国人技能実習生への労働条件に関する不当な待遇」、「セクシャルハラスメント」のような労働者的人権にわたるまで、幅広い人権リスクを特定しており、同社グループは幅広い分野の人権問題に関するネガティブ・インパクトの抑制に努めている。

図表 28 「住友林業グループ 人権インパクト分析マップ」



出典：同社ホームページ

また、人権デュー・ディリジェンスの結果を受け、グリーバンスマカニズム³⁰の構築を進めている。同社グループは現在、保有林のあるインドネシア、パプアニューギニア、ニュージーランドの3か国においてグリーバンス

³⁰ 企業に関連する負の影響について、被害を受けた人および地域が苦情を提起し、是正を求めることができる苦情処理・問題解決のための仕組み

メカニズムを構築している。インドネシアでは2018年には世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）の協力を得て、グリーバンスマカニズムを構築し、書面や対面で地域住民の意見を収集し、経営陣承認に基づく回答を行っている。パプアニューギニアでは従業員や周辺住民が意見を投函できる目安箱を設置し、ニュージーランドでは近隣住民や協力業者等のステークホルダーと重要なやりとりがあった場合にその履歴を残しており、過去の経緯を把握した上でコミュニケーションをとることで、円滑な関係性の構築の一助としている。

グリーバンスマカニズムは、「住友林業グループにおける人権対応重点課題」において実施すべき重要な取り組みとして推進している。2023年度には、現状構築済みの3か国だけでなく、同社グループ全体で包括的に展開できるような仕組みの構築に向けた検討を実施している。国内外に広いサプライチェーンを有する同社グループが、グループ全体でのグリーバンスマカニズムを構築しようとする取り組むことは、社会的な影響の大きい、重要な取り組みであると三井住友信託銀行は評価している。

また、通報窓口には実際に、福利厚生に対する要望など従業員からの意見が投函されており、グリーバンスマカニズムとして有効に機能している。通報窓口は従業員だけでなく周辺住民等からの相談なども受け付けており、同社グループが、現在構築しているグリーバンスマカニズムに通報された事象に適切に対応することは、人権インパクト分析マップにある数多くの人権問題に対応することが期待でき、社会的意義の大きい取り組みであると三井住友信託銀行は考えている。

以上を踏まえ、三井住友信託銀行は、本テーマでは、同社のグリーバンスマカニズムの範囲拡大状況と、実際に苦情の通報があった際の対応についてモニタリングしていく。

ii)目標達成に向けた取り組み

グリーバンスマカニズムの範囲拡大については、現在複数存在する対話窓口（顧客からのコールセンター、コンプライアンス窓口、ハラスマント窓口など）の整理・拡大方法の検討や、実際に相談があった際のフォローワーク体制の構築を進めることで、同社グループ全体でのグリーバンスマカニズムの構築を目指していくとしている。

また、適切な運用に向けては、海外の資源環境事業におけるグリーバンスマカニズムの運用状況について取り組みの確認・是正点の洗い出しを行っている。第三者機関によるオンラインを通じたヒアリングの結果、インドネシア、パプアニューギニア、ニュージーランドの3つの海外植林の現場において、グリーバンスマカニズムの運用により、行政機関・コミュニティとの継続的なエンゲージメントが行われていることが確認された。一方で、対外的な情報開示の拡充、ライツホルダーとの対話による仕組みへの反映等について、取り組みの改善が必要であることが判明し、改善に努めている。

(c)女性の活躍推進

i)対応方針と目標に対する評価

同社グループでは、行動指針の一つである「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります」に基づき、ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（DEI）事業を発展させるための重要な要素の一つとして位置づけ、2024年4月には「住友林業グループ DEI 宣言」を制定している。また、「住友林業グループ倫理規範」には、人権に関する国際規範に基づき、女性、子ども、先住民、マイノリティー、社会的弱者を含む、あらゆる人びとの人権を尊重することを定めている。

そこで同社グループは、多様な「人財」が持つ、多様な能力や価値観がもたらすイノベーションを新たな挑戦や成長につなぐため、「働く人が生き活きできる環境づくり」をマテリアリティの一つとして定め、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っている。

同社では、女性社員のさらなる活躍を推進すべく、2014年から女性管理職比率について数値目標を設定してきた他、2021年には、一般社団法人日本経済団体連合会（以下、経団連）が掲げる2030年までに役員に占める女

性の割合を 30%にする目標を示した「2030 年 30%へのチャレンジ #HereWeGo203030」に賛同し、女性の役員比率についても向上を目指している。経団連の 2024 年 10 月 15 日時点での賛同企業は 225 社³¹となっているが、住宅メーカーや林業を営む企業はまだ少数にとどまり、先進的な取り組みとなっている。また、2023 年度時点の同社の女性役員比率は 13.8%であり、残り 7 年で 16pt 以上の女性役員比率を向上させる目標は、達成は容易ではなく野心的な取り組みであると三井住友信託銀行は考えている。そこで本テーマでは、同行は女性役員比率をモニタリングしていく。

ii) 目標達成に向けた取り組み

住宅メーカーの業界特性として、営業職と技術職は女性が少ない傾向にあると同社は捉えており、企業の垣根を越えて業界全体でロールモデルを共有することや、似た課題を持つ社員と交流することでモチベーションを上げ、活躍につなげることを目的として、女性営業職交流会と女性技術者交流会、女性リーダー研修などを開催している。

図表 29 女性社員のモチベーションアップに向けた主な取り組み

対象者	内容
営業職	女性営業職定期研修
	住宅メーカー合同の「女性住宅営業職交流会」
管理職・管理職候補	新任マネージャー研修（1回/年） 女性リーダー研修（1回/年）
事務企画職	キャリアアップ研修（1回/年）

出典：同社ホームページ

また、社員が自分自身のキャリアを考え、自ら形成することができるよう、FA（フリー・エージェント）制度³² や公募制度、職群転換制度を設けているほか、30 歳・40 歳・50 歳の節目の年にそれぞれのフェーズに合ったキャリアデザイン研修を実施し、キャリア形成を支援している。そのほかにも、男女問わず仕事と育児を両立しキャリアを築ける環境を作るために男性社員の育児休業取得を強く推進しており、同社における 2023 年度の男性育児休業取得率は 70% となっている。

同社は引き続き、女性の活躍を推進し、全ての社員がいきいきと働くことができる職場環境の整備を進めいく。

(d) 労働災害の原因追及・再発防止

i) 対応方針と目標に対する評価

同社グループは、企業活動における労働安全衛生活動の更なる向上を図るため、「住友林業グループ労働安全衛生方針」を制定し、「SAFETY FIRST（セーフティファースト）」という基本的な考え方のもと、健全な職場の実現と安全で健康的な職場環境の維持に努めている。同社グループ全社及びグループの事業に関連するビジネスパートナーには、この方針に沿って企業経営の基盤として労働安全衛生活動に日頃から取り組むことを求めている。

「住友林業グループ労働安全衛生方針」には、グループ社員を対象とした安全に関する価値観や行動に関するアンケート、役員・主管者、主要取引先へのインタビューを通じて抽出された、安全意識向上に対するステークホルダーからの期待が反映されており、同社のホームページでこの方針を公開している他、ポスター掲示、社員手帳への掲載など、様々なツールで理解と浸透を図っている。

³¹ 出典：公式ホームページ (<https://challenge203030.com/>)

³² フリー・エージェントの権利を取得した社員が、希望する部署への異動を申告できる制度。

さらに同社では社員が安全で健康に働くことができる職場環境づくりを目指し、「安全衛生管理規程」を定めており、規模に関わらず各事業所に総括安全衛生管理者などを設置することを定め、設置状況や衛生委員会の開催状況を毎年確認している。

同社グループでは、ISO45001³³労働安全衛生マネジメントシステム（以下、ISO45001）の構築を推進し、ISO45001 の認証取得を段階的に行っている。グループの中でも特に労働災害リスクの高い事業を分析して優先順位をつけ、導入を推進しており、2024 年度の対象組織の認証取得割合は 28.4%（売上高ベース）となっている。

このように同社では、その事業に適応した労働災害リスクの管理を実施しており、現中期経営計画においては重大労災発生件数（休業 4 日以上。以下同様）及び労働災害件数（休業 1 日以上 4 日未満。以下同様）を以下の 5 つに分割してそれぞれ目標を設定し管理している。

- ・ 国内新築現場・リフォーム現場（請負）
- ・ 海外住宅現場（請負）
- ・ 国内グループ会社：製造（従業員）・海外グループ会社：製造（従業員・委託）³⁴
- ・ 国内・海外森林現場（請負）
- ・ 介護現場

同社の掲げる目標は、休業 1 日以上 4 日未満の労災発生件数を総労働災害件数 21 件以下（内訳は、国内新築現場・リフォーム現場（請負）で 16 件以下、国内・海外グループ会社（製造）で 5 件以下、その他部門では 0 件）とし、更に休業 4 日以上の重大労災発生件数は全部門で 0 件とするものである。各部門において実際に発生した事故を受けて原因を追究し対策を施することで再発防止を実践した結果、重大労災発生件数及び労働災害件数の合計値は 2023 年度の 141 件から 2024 年度は 137 件に減少したが、2027 年度の目標 21 件からは大きく乖離している。2022 年度・2023 年度も同様に目標未達成であったことも踏まると、2027 年度目標の達成難易度は高い。一方で建設業を含む同社において労働災害をゼロに近づけるべく取り組みを強化していくことは重要な使命であり、社会的意義の大きい課題であると三井住友信託銀行は考えている。そこで本テーマでは、三井住友信託銀行は、全部門の重大労災発生件数及び労働災害件数の合計値（以下、「総労働災害件数」）をモニタリングしていく。

ii) 目標達成に向けた取り組み

労働災害の削減対策は事業内容に合わせた対応を実施している。

- ・ 住宅事業

：特に墜転落における重大労災発生リスクが高いため、新規入場者教育ビデオ視聴の啓発・推進、職長・安全責任能力向上教育、墜転落灾害の減少に向けた協力工事店の職方向けの墜転落防止講習（社内の安全衛生教育）、海外における類似災害の防止に向けた事例共有や安全性研修・第三者機関の安全監査などを実施しているほか、作業手順書の有無の確認や実態調査、実態に対する原因研究や対策を講じる予定である。また、近年増加している熱中症への対応として、熱中対策ウォッチの導入や熱中症対策 DVD のオンデマンド放映を行う等、様々な取り組みを講じている。
- ・ 国内・海外森林事業

：安全大会や安全パトロールの実施、熱中症対策やハチ対策、労働災害の多い草刈り用のナイフやチェーンソーを使用する作業者に対する安全啓発の強化及び作業方法の見直しを行うとともに保護具の装着を導入、海外における事故発生の可能性がある使用器具の変更などを実施している。

³³ ISO45001 は、「国際標準化機構（ISO）」が 2018 年 3 月に発効した労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格で、労働災害の可能性やそれに伴う経営リスクの低減を目的としているもの。ISO45001 のスキームを活用することで労働安全衛生の管理体制が体系化され、早期課題発見と対処、効果的な防止策の実施が可能になる。労働災害が減少すれば、それに伴う人的・経済的なコストの削減につながる。

³⁴ ネルソン・パイン・インダストリーズ、クタイ・ティンバー・インドネシア、アスト・インドネシア、シナール・リンバ・パシフィック、キャニオン・クリーク・キャビネット、ヴィナ・エコ・ボード、パン・アジア・パッキング、リンバ・パーティクル・インドネシアの 8 社の合計。

・国内・海外製造事業

:特に回転体における重大労災発生リスクが高いため、非常停止装置の増設、より安全な加工設備への更新の計画、国内外のグループ会社が参加するオンライン安全大会の開催（各工場における安全改善活動の共有・重大労災撲滅に向けた諸活動の推進を実施）、リスクアセスメント／KYT（危険予知トレーニング）／ヒヤリハット活動の推進、労災事例の工場間での共有などを実施しているほか、作業手順書の有無の確認や実態調査、原因究明や対策を講じる予定である。

・介護事業

:従来以上の専門医との医療連携による認知症の顧客対応時の顧客・職員双方の安全対策、社員の体調不良を防ぐ施策（スポーツクラブの費用援助等）

同社は引き続き、安全に関する啓発活動や事例共有、実際に発生した事故の原因追及による再発防止によって労働災害ゼロを目指していく。

3-2. JCRによる評価

JCRは、本PI評価のKPIに基づくインパクトについて、PIF原則に例示された評価基準に沿って以下のとおり確認した結果、2024年12月に行った評価に引き続き、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該KPIは、上記のインパクト特定及び同社グループのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、同社グループのバリューチェーン全体を通して、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

各KPIが示すインパクトは、以下のとおりそれぞれ幅広いインパクトエリア／トピックにわたっている。

(1) 「森」と「木」の価値向上

ポジティブ・インパクト：「水」「住居」「セクターの多様性」「土壤」「生物種」「生息地」

ネガティブ・インパクト：「自然災害」「水」「文化と伝統」「土壤」「生物種」「生息地」

(2) 森林経営によるサーキュラーバイオエコノミーの実現

ポジティブ・インパクト：—

ネガティブ・インパクト：「水域」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」

(3) ウッドサイクルを通じた脱炭素社会実現への貢献

ポジティブ・インパクト：「エネルギー」「住居」「気候の安定性」

ネガティブ・インパクト：「気候の安定性」「資源強度」

(4) サプライチェーンに関わる全ての人への配慮

ポジティブ・インパクト：「健康及び安全性」「住居」「雇用」

ネガティブ・インパクト：「現代奴隸」「児童労働」「健康及び安全性」「文化と伝統」「賃金」「ジェンダー平等」「民族・人種平等」「その他の社会的弱者」

また、これらをバリューチェーンの観点から見ると、例えば原材料（木材）の生産・調達段階における持続可能な森林面積の維持、製造段階における水使用量原単位の削減、原材料調達を中心とする人権リスクの抑制、そして全段階にわたる温室効果ガス排出量の削減等が挙げられる。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、大きなポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

同社は、国内の戸建注文住宅市場では大手の一角を占め、森林保有においても国内有数の保有面積を誇る等、業界内でも有数の事業基盤を構築している。また、各事業において、東南アジア、オセアニア、北米を始め、グローバルに事業展開している。さらに、特定されたKPIは同社の全セグメントを対象としている点も踏まえれば、同社の特定されたインパクトに係る取り組みは、広域にわたって大きなインパクトをもたらすことが期待される。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、効率的なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

同社グループは、中期経営計画に示す事業方針の1つである「事業とESGの更なる一体化」のもとで、計画にサステナビリティ戦略や重要課題を組み入れた「中期経営計画サステナビリティ編」を策定・運用している。これらの目標は、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込まれ、各目標の進捗や達成状況を始め、各種指針等の運用状況や有効性のモニタリングに至るまで、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務めるESG推進委員で確認し、取締役会に報告することでPDCAサイクルを着実に回す態勢となっている。このような枠組みに基づき、同社グループのサステナビリティ経営は着実に進められている。

本PI評価の各KPIが示すインパクトは、同社グループの特定したマテリアリティのうち、「森林経営による『森』と『木』の価値向上」「『森』と『木』を活かしたカーボンニュートラルの実現」「『森』と『木』を活かしたサーキュラーバイオエコノミーの実現」「事業を営む地域の人々の暮らしの向上」等、複数の課題に関するものであり、上述の枠組みに基づくサステナビリティ推進の取組みを、本PI評価に基づくファイナンスが後押しすることで、インパクトのより効率的な発現・抑制が期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

各 KPI が示すインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本 PI 評価に基づくファイナンスは、以下にリストアップしたとおり、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

(1) 「『森』と『木』の価値向上」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11. 住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



目標 15. 陸の豊かさも守ろう

ターゲット 15.1. 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

ターゲット 15.2. 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

ターゲット 15.4. 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。

ターゲット 15.5. 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

(2) 「森林経営によるサーキュラーバイオエコノミーの実現」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 6. 安全な水とトイレを世界中に

ターゲット 6.4. 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。



目標 11. 住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



目標 12. つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。

ターゲット 12.5. 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



目標 15. 陸の豊かさも守ろう

ターゲット 15.4. 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。

ターゲット 15.5. 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

(3) 「ウッドサイクルを通じた脱炭素社会実現への貢献」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギー믹스における再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

(4) 「サプライチェーンに関わる全ての人への配慮」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9. 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壤の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 5. ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.1. あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。

ターゲット 5.5. 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.5. 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

ターゲット 8.7. 強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。

ターゲット 8.8. 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。



目標 10. 人や国の不平等をなくそう

ターゲット 10.2. 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

ターゲット 10.3. 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。



目標 11. 住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.a. 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

4. モニタリング方針の適切性評価

三井住友信託銀行は、同社グループの事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避、低減されていることを、継続的に少なくとも年1回モニタリングする。本PI評価の契約にあたっては、インパクトを生み出す活動やKPI等に関して、継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することを同社に要請している。同社の各種開示情報等を確認することにより、目標達成に向けた進捗度合い及び取り組みをモニタリングし、その結果について三井住友信託銀行グループのホームページに開示していく。各KPIに係る目標については、本PI評価に基づくファイナンスの契約期間後の目標年度までの施策や、契約期間中に目標年度が到来した場合の後続目標の設定状況等についても確認する。イベント発生時においては、同社から状況をヒアリングし、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。

本PI評価に基づくファイナンスの資金提供者となった三井住友信託銀行以外の金融機関等は、上記モニタリング結果について三井住友信託銀行グループのホームページで確認することができる。当該金融機関等は、モニタリング結果の確認を踏まえ、必要に応じ自らの判断において同社と直接エンゲージメントを行う。

なお、モニタリングの結果、①本PI評価の前提となる同社のサステナビリティ活動に重大な影響を与える事象（サステナビリティ方針・推進体制の変更、マテリアリティの変更、M&A等の発生、規制等の制度面の大幅な変更、天災や感染症蔓延等の異常事象等）が認められた場合、②①及びその他の要因により本PI評価で選定されたインパクトに変更が生じた場合、あるいは③KPI・目標に変更が生じた場合、本PI評価の内容は更新される。

JCRは、以上のモニタリング方針について、本PI評価のインパクト特定及びKPIの内容に照らして適切であると評価している。

5. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCRは上記2~4より、本PI評価において、SDGsに係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

IV. PIF 原則に対する準拠性等について

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに同社に対する PI 評価について、以下のとおり確認した結果、2024 年 12 月に行った評価に引き続き、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本 PI 評価は「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

1. PIF 第 1 原則 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本 PI 評価は、三井住友信託銀行が同社のポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するための PIF を実施する枠組みと位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（環境・社会・経済）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定、緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本 PI 評価に基づくファイナンスでは、環境・社会・経済の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定、緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGs における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本 PI 評価に基づくファイナンスは、SDGs との関連性が明確化され、当該目標に直接的に貢献し得る対応策となる。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本 PI 評価では、タームローンをはじめとする各種ファイナンスが想定されている。
PIF 原則はセクター別ではない。	本 PI 評価では、同社グループの事業活動全体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本 PI 評価では、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。

2. PIF 第2原則 フレームワーク

原則	JCRによる確認結果
PIFを実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発した。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。一方、今後案件数を重ねる中で、投融資判断の参考となるポジティブ・インパクトの尺度につき具体的な基準を検討していくことで、PIFとしてより効果的な投融資を実行し得るものと考えられる。
事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。	三井住友信託銀行は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。
事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定のESGリスク管理を適用すべきである。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FIから公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。
事業主体は、金融商品として有効な期間全体に亘り意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。	三井住友信託銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。
事業主体は、上記のプロセスを実行するため、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。	三井住友信託銀行には、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。
事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。	三井住友信託銀行は、今般JCRにセカンド・オピニオンを依頼している。
事業主体は、プロセスを隨時見直し、適宜更新すべきである。	三井住友信託銀行は、社内規程によりプロセスを隨時見直し、適宜更新している。本第三者意見に際し、JCRは2023年10月改定の社内規程を参照している。
ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時にを行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記されたUNEP FIのインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。

3. PIF 第3原則 透明性

原則	JCRによる確認結果
<p>PIF を提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則 1 に関連） ・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス（原則 2 に関連） ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則 4 に関連） 	<p>本 PI 評価に基づくファイナンスは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保される。また、同社は KPI として列挙された事項につき、統合報告書・ウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、三井住友信託銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。</p>

4. PIF 第4原則 評価

原則	JCRによる確認結果
<p>事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、本 PI 評価に基づくファイナンスについて、期待されるインパクトを PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。JCR は、当該インパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。</p>

5. インパクトファイナンスの基本的考え方

PIF TF の「インパクトファイナンスの基本的考え方」は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参考しながら、基本的な考え方を整理しているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないが、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージである。

- | |
|---|
| <p>要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの</p> <p>要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの</p> <p>要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの</p> <p>要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの</p> |
|---|

「インパクトファイナンスの基本的考え方」は、インパクトファイナンスを上記の 4 要素を満たすものとして定義しており、本 PI 評価は当該要素と整合的である。また、本 PI 評価におけるインパクトの特定・評価・モニタリングのプロセスは、「インパクトファイナンスの基本的考え方」が示しているインパクトファイナンスの基本的流れ（特に企業の多様なインパクトを包括的に把握するもの）と整合的である。

V. 結論

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

(担当) 川越 広志・新井 真太郎

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースが纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、本 PIF がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、本 PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本 PIF における KPI の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

- ・ポジティブ・インパクト金融原則
- ・資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススタスクフォース

- ・インパクトファイナンスの基本的考え方

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遗漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA(国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録 ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier(気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル